

平成31年1回美郷町議会定例会会議録（第3日）

平成31年3月6日（水曜日）

◎開会日時 平成31年 3月 6日 午前10時00分 開会

◎散会日時 平成31年 3月 6日 午後 3時26分 散会

◎出席議員（11名）

1番	山本 文男君	2番	中嶋奈良雄君
3番	山田恭一郎君	4番	川村 義幸君
5番	川村 嘉彦君	7番	富井 裕瑞君
8番	森田 久寛君	9番	園田 義彦君
10番	那須 富重君	11番	甲斐 秀徳君

◎欠席議員 6番 黒田 仁志君（途中入場）

◎欠 員 な し

◎会議録署名議員 9番 園田 義彦君 10番 那須 富重君

◎事務局職員氏名 事務局長 尾田 靖君 書記 坂本梨津子君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	欠席
総務課長	小野 圭一君	税務課長	後藤 充君
企画情報課長	下田 光君	町民生活課長	田原 博文君
健康福祉課長	松本 博君	建設課長	木原 浩一君
農林振興課長	藤本 政春君	教育課長	小田 広美君
地域包括医療局総院長	欠席	地域包括医療局事務長	中田広喜君
南郷支所長	瓶田 哲朗君	北郷支所長	日高 隆一君

◎会議の経過 別紙のとおり

平成 3 1 年 第 1 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3)

平成 3 1 年 3 月 6 日

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 一 般 質 問

2 番 中 嶋 奈 良 雄 議 員

1. 美郷米のブランド化について

3 番 山 田 恭 一 郎 議 員

1. 美郷北学園テニスコートの移設工事について

4 番 川 村 義 幸 議 員

1. 耕作放棄の農地対策について

日 程 第 2 議 案 第 4 号 定 住 自 立 圏 形 成 協 定 の 一 部 変 更 に つ い て
質 疑 、 討 論 、 採 決

日 程 第 3 議 案 第 10 号 美 郷 町 役 場 課 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例
質 疑 、 討 論 、 採 決

日 程 第 4 議 案 第 11 号 美 郷 町 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例
質 疑 、 討 論 、 採 決

日 程 第 5 議 案 第 12 号 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一
部 を 改 正 す る 条 例
質 疑 、 討 論 、 採 決

日 程 第 6 議 案 第 13 号 職 員 等 の 旅 費 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例
質 疑 、 討 論 、 採 決

- 日程第 7 議案第 14 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第 15 号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服
務等に関する条例の一部を改正する条
例
質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第 16 号 美郷町債権管理条例
質疑、総務厚生常任委員会へ付託
- 日程第 10 議案第 17 号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備
及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 11 議案第 18 号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正
する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 12 議案第 20 号 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及
び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 13 議案第 21 号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正す
る条例
質疑、討論、採決
- 日程第 14 議案第 22 号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正す
る条例
質疑、討論、採決
- 日程第 15 議案第 23 号 美郷町公の施設条例の一部を改正する
条例
質疑、討論、採決

日程第 16 議案第 24 号 平成 30 年度美郷町一般会計補正予算 (第 6 号)
質疑、討論、採決

日程第 17 議案第 25 号 平成 30 年度美郷町国民健康保険事業
特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 18 議案第 26 号 平成 30 年度美郷町介護保険事業特別
会計補正予算 (第 4 号)

日程第 19 議案第 27 号 平成 30 年度美郷町後期高齢者医療事
業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 20 議案第 28 号 平成 30 年度美郷町簡易水道事業特別
会計補正予算 (第 4 号)

日程第 21 議案第 29 号 平成 30 年度美郷町農業集落排水事業
特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 22 議案第 30 号 平成 30 年度美郷町国民健康保険診療
所事業特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 23 議案第 31 号 平成 30 年度美郷町国民健康保険病院
事業会計補正予算 (第 4 号)

質疑、討論、個別採決

日程第 24 議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 25 議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 26 議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 27 議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 28 議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 29 議案第 19 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正す
る条例

日程第 30 議案第 32 号 平成 31 年度美郷町一般会計予算

日程第 31 議案第 33 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 32 議案第 34 号 平成 31 年度美郷町介護保険事業特別
会計予算

日程第 33 議案第 35 号 平成 31 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第 34 議案第 36 号 平成 31 年度美郷町簡易水道事業特別
会計予算

日程第 35 議案第 37 号 平成 31 年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 36 議案第 38 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算

日程第 37 議案第 39 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

総括質疑
予算等審査特別委員会設置
特別委員の選任
委員会付託
正副委員長報告

平成 3 1 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 3 号)

平成 3 1 年 3 月 6 日

美 郷 町 議 会

会 議 録

平成 3 1 年 3 月 6 日
午 前 1 0 時 開 議

【事務局長 尾田 靖】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席してください。

【議長 甲斐 秀徳】

改めまして、おはようございます。

定例会三日目であります。本日もよろしくお願いたします。

本日は、傍聴者が一人もおりませんけれども、しっかり頑張っていたきたいと思ひます。時間は十分にありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【議長 甲斐 秀徳】

ただいまの出席議員は 1 0 名であります。

黒田 仁志議員から、所用のため少しおくれるとの連絡がありました。

したがいまして、ただいまの出席議員は 1 0 名であります。

金丸吉昌地域包括医療局総院長から診療業務のため欠席の申し出がありましたので、これを受理いたしました。

また、石田 隆二会計管理者から、家庭の都合による欠席の申し出がありましたので、これを受理しました。

【議長 甲斐 秀徳】

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付の議事日程表のとおりであります。

広報用の写真撮影の申し出がありましたので、これを許可しました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第 1、一般質問。

今回一般質問の通告のありました議員は 7 名であります。

昨日、4 名の一般質問を終了しましたので、本日は残り 3 名の一般質問であります。

通告順に一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

2 番、中嶋 奈良雄議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【2 番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

2 番 中嶋 奈良雄議員。

【2 番 中嶋 奈良雄】

おはようございます。

早いもので、もう1年がたちました。皆様のおかげでどうにか1年やっていくことができました。ありがとうございます。

美郷米のブランド化、生産収益の向上について伺います。

8月6日に、議員十数名で米の直販会社に視察に行きました。そこで、美郷米の取扱量を伺ったところ、平成28年で22トン、29年で48トンとのこと。1年で2倍以上の取引があったそうです。この数字は、他の生産地とのブレンドではなく純粋な美郷米のみの取扱量であります。

直販会社によると、美郷米はおいしく、米のおいしさを決定するランクは最高の80点のところ75点以上のAランクを取得しています。このことから、美郷米の商品価値、ブランド力が他の生産地に劣るポテンシャルを持っていることがわかります。

今現在、美郷米の問題として耕作放棄地、生産高齢化、後継者の問題として何より価格が安いことによる生産者の耕作意欲の低下が挙げられます。

例えば、美郷米の独自のブランド、ダイヤモンド米あたりの名前を商標化することでブランド力を高めることをもって美郷米の商品価格と生産者の収益を向上させることにつながるのではないかと考えてますが、町長はどのようなお考えをお持ちなのか伺います。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。

それでは、美郷米のブランド化ができないかという御質問であります。美郷町では、主食用米として平成30年産で約410ヘクタールで生産されており、そのほとんどがJA日向へ出荷され、ひむか米として流通し、北郷地区産のうなま米とともに、沖縄県へも販売強化を行っているところであります。

ブランド米には特に明確な基準はありませんが、最近では、家庭でも銘柄や産地を指定して購入するするのが一般的となっております。そんなことから、食味にすぐれたおいしい米を指してブランド米と表現することが多くなっております。

さらに、付加価値をつけるため米の食味ランキング（日本穀物検定協会）での上位ランクづけを目指す産地がふえているということでございます。

美郷産米におきましては、その地域の地理、土壌、水質などさまざまな要件により、一定ではありません。ブランド化にしていくためには、組織の構築や、品種・土壌・生産管理システムなどに一定の基準を設けることが必要だと思っております。

うなま米におきましては現在不足している状況でもあり、生産基盤の維持強化による生産量の確保が必要です。

持続可能な農業の振興を図るため、ブランド化ができるよう、県、JA関係機関

と連携し、町内産米の品質向上につなげていきたいと思っておるところであります。
以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の答弁が終わりました。

【2番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

2番 中嶋 奈良雄議員。

【2番 中嶋 奈良雄】

ブランド米は確かに全国で物すごく多くなっていますが、ブランド化の戦国時代に入ってるようです、日本各地で。

ですけれども、美郷米はおいしいということだけで、それ以上の対策がなされてなくて、ただうまいというだけではやっぱり収益性が上がらないとだめだと思いますので、何らかの形をとらないといけないと思いますので、美郷米を出していくためには、町長は観光も取り上げてますが、観光の中にも取り上げて、私は、百済、西の正倉院米と宇納間地蔵米とか御田祭米とか、そういうものを例えば、ペットボトルに張りつけて土産用に出すとか、そういうPRをしながらどンドンどンドン売り出していく必要性もあると思います。やっぱり漠然としたことではなくて、美郷を売り出していくということが一番の生産者にとっては活力が出てくるんじゃないかと思えますけれども、その点、どう考えているか伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かにそのブランド化というのは何かという話になるような気がするんですけど、結局、企業でもブランド化をして差別化をして売っていくと。

ですので、同じ肉を買って、普通、通常のもので100グラム幾らと、今度はブランドの肉を買うときに100グラム、その2倍、3倍くらいすると。なぜ、そんな格差がある価格を買うのかという話にしたときに、そのブランド力という部分が非常に大きく左右してくると。

米もという話でありますけど、結局、この穀検といいますか日本食物検定協会によりますと、宮崎は特Aはありませんけど、えびの市の霧島地方ですけど、今回、硫黄山の噴火で長江川が白濁してちょっと、という部分でAにとまったと。

ほんなら宮崎県内の米はどうかといいますと、やっぱり非常にいいということでもAです。

ただ、沿岸部がAダッシュということで、ちょっと味が落ちるということなんですけど、米自体は宮崎県のほうはいいのではないかと思っておるところであります。

これをもってどうする、どういう形で美郷町の米を売るかという話になったときに、「特化して有機農法で全部やっていますよ」という話なら非常に売りやすいのではなかろうかという話になります。

ほんなら全部、そういう形で農家さんがやるかといったら、これもまた難しい話でありますので、おいしい米ということで、やっぱり今度、いろいろな形で穀検がAですよという話になれば、なっているんですから、今度は売り方の問題かなあというふうに思っております。

何でうなま米が沖縄の中で売れていっているのかと、在庫が足りないくらい。これはやっぱり認知度。これ、ブランド力かなあというふうに思っております。

ですので、豊見城市に行っているいろいろな農協さんの販売の部分を見てますと、全国各地から米が入ってきてますけど、その中でもしっかりと対応ができてるといふ部分で、やっぱり全部が全部、全国版にならなくていいじゃないかなという気がしております。ですので、それが売れていくという部分でまだまだ沖縄でも伸びしろがあるということ、宮崎でも伸びしろがあるという話の中ですれば、そこ辺でしっかりとした美郷産米というか、それを格づけを、こうですよという部分で差別化を図っていければ、それでいいのかなあというふうに思うところであります。

ですので、そのためにはやっぱり生産者が同じ形の中でという部分を生産していくということも大事なんですけど、今後、この米が温暖化によってちょっと上に上がっていくのではなかろうかなあという気がしています。

ですので、米の栽培方法というか、早く言えば高温障害を受けるといふ確率が高くなってきて、食味に影響してくるといふふうに思いますので、やっぱりそこ辺の栽培技術というかそういうものをもう一回、確立し直す必要も出てくるのではなかろうかと。その上で、美郷産米ですよというPRを一生懸命していくことがブランド化につながるかなあというふうに思うところであります。

【2番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

2番 中嶋 奈良雄議員。

【2番 中嶋 奈良雄】

確かに米はうまいんですけども、それ以上、進んでないと思うんですよ。要するに、価格が上がらない限りは、つくらない人が減ってくると思います。

今現在、高齢化と同時に米をつくらなくなっている人が多くて、私たちの地域でも、もう5名の方がことしになってつくらないということになってますが、私たちの地域だけでこれだけあるということは、美郷町内で大分あると思うんですよ。

それで、行政と農協と協力し合って生産意欲を高めていく必要があると思います。残るのは農業、今から先、残るのは農業と言われてます。だから美郷米のブランド米をもっと多くの人に知ってもらっていかなければならないと思います。

「温暖化によって米の食味が変わる」と言われてますが、美郷米はおかげさまで地理的にも朝夕の寒暖差が割と大きくて米に適していると私は思っています。そういう条件の中でうまい米がつくられていますので、やっぱり米は美郷にとっては一番の生産者を助けるという意味で、やっぱりブランド化を立ち上げて、真剣に取り組んでいかなければならないと思いますが、何かを見出していかないと先は開けないと

と思いますが、そういう点を伺いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

米のブランド化という部分で、やっぱり今後、努力する必要はあると。

ただ、JAさんの供出米の買い上げなんですけど、これが低いということが一番、問題かなという部分で思っております。

確かに北郷地区の米、そして南郷地区の米、これ、結構、一等米が多いということですね。なぜかしら西郷地区の米が一等米が少ないと。で、これをまぜてという形で美郷産米にするのかという部分もいろいろあるかと思えます。

ですので、結局、一等米の買い上げが6,000円くらいという話になれば、やっぱり8,000円ベースにならないと割に合わないということです。結局、同じ農協さんが買い上げの価格が違うという部分もまた問題かなと。

うなま米は500円から600円くらい、一等米でも違う、玄米で30キロ価格が違うということで、やっぱりそこ辺からの差別化というのが昔からしてきた部分のブランド米の差かなと。それを農協さんは認めてるということになるのではないかと。

それを、「そんなこと言うたって美郷じゃないか」という話の中で、もう少し農協さんの買い取り価格を上げていただいて、その中で安心して出せると、供出ができると。ほとんどの方が相対で自由化になってそういう形がとればいいんですけど、やっぱりなかなかそういう販売先がわからない人たちはどうしても農協に供出をするという現状がありますので、JA日向産の組合長等と話して、「もうちょっとどうかかならんか」という話の中で価格を上げていただくような工面と、それこそブランド化、ブランド化と一口に言ってもなかなか難しいものがあります。

ですので、前、言ったように美郷米を早く、県庁に配ったらどうかという話をしたような気がしますけど、その県庁に配るためにはえらい買い込みにゃいかんから、例えば、振興局ですよ、そこの。それと日向土木、そこ辺に5キロくらいのパック詰めで持って行って、そういうことからやっぱり地道にしていくことが大切かなと。一気にブランド力をつけることはできないと思いますけど、「おいしい」ということを非常にわかってもらう、そういう工面が今から必要ではなかろうかなというふうに思うところであります。

ですので、農家さんにとりまして1円でも高く売るとというのが基本ですので、やっぱりそういう努力を町としてもやっていかなければならないかなと思うところであります。

以上です。

【2番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

2番 中嶋 奈良雄議員。

【2番 中嶋 奈良雄】

確かに町長の言われるとおりでありますが、ですけど、西郷の米に対してもそこは77点以上、南郷に対しても80点以上、北郷に対しても80点以上のスコアがあります。これはAランクということでもあります。特AとAダッシュ、A、B、Bダッシュの5段階のうちのAランクですので、美郷町の米は非常においしいということが本当にこのデータでもわかります。これは、ヒノヒカリの米ですけども。

だから、これを5年、10年、長い間、見送っていたら本当に大変なことになると思います。私が心配してるのは、中山間直接払い事業のあれをしていますが、美郷町も。これが耕作放棄地になった場合には、補助を受けている生産農家が今までもらったものを払わなければならないことになってくる恐れがあります。そうなった場合には、もう払えないと思うんですよね。今までもらってる金を。だからもう本当に重要なことでもあります。

だから、一番の田を持っている生産農家は、やっぱりブランド力を上げて、米の価格を上げることが何よりも生産意欲を上げることだと思います。農協に対しても、私はやっぱり価格を高く買ってもらわないと、やっぱり農家も困ると思います。1等米で7,300円、2等で7,000円、3等で6,500円、等外で5,800円です。これを一反当たりで計算すると、いろいろ経費を引きますと本当に米は何をしているかわからない状態にあります。ブランド力を上げることによって1円でも高く売ると。1円では話になりませんが、せめて9,000円、1万円くらいで売っていく必要があると思います。

要するに、ほかの地域では地域といいます。米を送ると、私たちの米は宇納間産よりおいしいと言われます。どこに行っても「美郷の米はおいしいです」と言われますので、自信を持って売ることが本当に必要だと思います。それを植えつけるためには、やっぱり町が本格的になって取り組んでいく必要があると思いますので、そういうところの考えを町長に伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ブランド米という話の中から今後の米政策という部分でありますけど、結局、町としてという話でありますけど、その六次産業化の中で、一つの中で今後どうするかと、その田んぼを。どんどん遊休農地がふえて、それをそのままになっていくと非常に生活環境が変わってくると。

田は小さなダムといわれます。よく。その中で、多面的機能を持っていますので、そこが維持されなくなると、本当に生活環境が変わっていくのかなという気がしておりますので、何らかの手を打っていきたくて、そういう部分については町が頑張る必要があるのかなというふうには思うところがあります。

今後、直接支払い制度は5年間の中での話ですので、そこを今度は計画外にすれば何ら問題もないのかなという気はしますが、そういうことではなくて本当に町が米

をどうするのかという部分。米をどうするのかというよりも、今度はWCSとかいろいろな形の中で田んぼの維持機能をどうするのかという部分を考えたいなど。その中に、一つは米があるということだと私は認識をしています。

ですので、やっぱり関係機関とこの米をどうしようかという話を本当に今まで価格の面でどう売っていくかという話を真剣にやってきたことがないような気がしますので、今後、関係機関、結局、いろいろな各関係機関、農協さん、森林組合、商工会、いろいろ集めて、1回、何か美郷町というか、どう考えるかという部分をやってみる必要があるのではなかろうかという部分で、それぞれの考え方を一つの方向性として持っていくほうが、非常に今後やりやすいというか、一つの目標に向かって動くという部分で、その中にブランド化を図るという部分の考え方を入れるということのほうが、町だけやってもという話もありますので、やっぱり関係機関と同じ足並みをそろえて同じ方向に持っていくということが今後、大切になっていくかなという気がしておりますので、そのような方向で検討させていただければと思っております。

【議長 甲斐 秀徳】

2番

【2番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

2番 中嶋 奈良雄議員。

【2番 中嶋 奈良雄】

町は美しいまちづくりを掲げてますが、美しいまちといたら山、田畑と私は考えています。それに川とか。それを守っていくには、やっぱり生産農家が頑張るしかないと思います。田園風景を次の世代に引き渡すためには、やっぱり後継者がいないと成り立っていかないと思います。

要するに、2分の1以上、美郷町は高齢化社会に行ってますので、そういう後継者が楽しんで米づくりをするような対策をとらない限り、これはもうだめになっていくと思いますので、やっぱり夢のある米づくり、それに取り組んでいくためにはどうしたらいいかといいましたら、そういうブランド力を上げて若い人たちが取り組んでいくような体制づくりを、もう今からしていかないと、私はどんどん衰退していってしまうと思っております。

要するに、町の庁舎にも美郷町の特産物を置いていません。玄関口にもそういう米だけではなくてキンカンとかクリとかナシとかいろいろあると思います。そういうのも各支所の玄関口に置いてPRしていく必要があると思います。

米に対しては本当にみんなが田畑を持っていますので、いかにその収益を上げていくかが今から先の課題だと思います。価格を上げていかない限りは、もうどんどん米をやめていくと思います。もう目に見えているような気がします。

だから私が思うには、やっぱり明るい農業、楽しい農業、もうかる農業を目指していく人があると思います。

町は、持続性の可能なものづくりを目指すとありますが、そのどの様なことを考えているか町長に伺いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ブランド米ということで、今さっき穀物検定協会の部分、これを美郷町米として出せんかという話ですよね。結局、ブランド米を明確な基準がないという話の中で、食味のランキングで消費者が買っていくという話になれば、それを美郷町産米ですよということで、そこの検定協会に出せるか出せないかということを検討してみたい。そこで、美郷産米が特Aになったという話になれば、またこれは話が変わってくるのではなかろうかというふうに思います。

ただ、この検定協会に出すには要件があると思ひまして、例えば、面積にして1,000町歩以上とか、県が推奨している品種とか、そういう部分が全てクリアできるかという話になって、これを出す場合にお金も要るっちゃんないかなあと思つてますので、1回そのようなことも試みるというか調べてみて、もし出せれば、ほんなら1回、穀検に出して、どういう評価を受けるのかという部分も必要ではなかろうかと。それで特Aをいただければ、堂々ともって「うちは特Aですよ」という部分で、そのラベルとかそういう部分に張りつけて、どんどんどんどんブランド化を図っていくということができるとかなと。

ちょっとずれてる部分で、持続可能な農業ということでもありますので、うちの場合はどう考えても一次産業の町であるということは否めない部分かなあというふうに思っております。

ですので、「一次産業がなくなると」という話になると大変ですので、その部分を補うために、町としても美郷町版の商社型をつくりたいと、そういう部分で持続可能な形をもって後押しをしていくし、またそこに人を入れて、そういう形ができれば、帰ってきて担い手それと後継者というのはなかなか今のところ難しいという部分も実質的にありますので、そういう部分を通して生活ができるようなパターンになれば、「どうやろうか、おまえたち帰ってこられんかなあ」という話を今度はしていく、切りかえるというか、そういう形でやっていくと。それがずっと持続可能なという部分でやっていければいいのかなあ。

やっぱり持続可能なことをやっていく必要が今から先、突拍子もないということではなくて、やっぱり今まであるものを大切に育てながらということがそういう持続可能なことだというふうに思っております。

ですので、国連が提唱していることもそういうことかなあと思つてる次第でありますので、ブランド力をつけることと、その持続可能な農業の展開というのは一緒に含めてやれないこともないと思ひますが、別立て、ブランド力をつけることと持続可能なのはまた別問題としてやっていきたいなというふうには思っているところであります。

以上です。

【2番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

2番 中嶋 奈良雄議員。

【2番 中嶋 奈良雄】

ありがたい言葉をいただきましてありがとうございます。

これは、さっきも言いましたようにもう5年、10年の問題ではないと思います。もう早速、取り組んでいかない限りは、もうどんどん高齢化するし生産意欲もなくなるから、もう本当に米で生産農家を助けるというような意気込みを持って対処していく必要があると思いますので、そこ辺あたりをよろしくお願いします。

これは、町のやっぱり活性化にブランド化はなるとと思いますので、そのあたりをよろしくお願いします。

1年でも早く、1カ月でも早く、そういうブランド化を目指して頑張っていたきたいと思います。

これで、終わりにしたいと思います。

【議長 甲斐 秀徳】

これで、2番 中嶋 奈良雄議員の質問を終わります。

ここで5分間の休憩といたします。35分より始めます。

(休憩：午前10時30分)

(再開：午前10時35分)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、3番、山田恭一郎議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【3番 山田 恭一郎】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

3番、山田 恭一郎議員。

【3番 山田 恭一郎】

前回の一般質問のちょっとした続きをしたいというふうに考えます。

白玉の歯にしみとおる秋の夜の酒は静かに飲むべかりけり、それを1人でお酒を飲んでましていろいろなことを、暗い思いを町長に述べましたら、町長が、酒はみんなで飲もうぜと、1人で飲むからそんなことを考えるんだと。みんなで飲んですればもっといいことが考えやせんかという町長のアイデアがございまして、それで、その後、反省しましてみんなで飲んでみました。団塊の世代、昭和25年そこそこのメンバーで飲んでみました。

そしたら、「おまえたち、88、免許がねなったらどんげすとか」という話を振ってみました。そしたらやっぱりさすが団塊の世代ですね。シニアカーをパワーアップして30キロくらいのスピードが出るように改造するとか、それから、車いすにモーターをつけて乗り回すとか、それから、国道を走らんけりゃあよかろうとか、

それから、どっちみち危ねえっちゃから軽トラックに赤色灯をつけて乗ればいいのかろうとか、それから究極は、トラクターで田んぼに入ったついでにそのまま買い物に行けば人は文句、言うめえとか、免許証がなくても農道ならいいこたねえとか、そんな話がいっぱい出まして、恐るべき団塊の世代で。

これは、皆さん、車がないと大変というのは認識されております。その中で、やはりどんげかして生活するためにはどうすればいいかと。やっぱり我々もそういうことを考えにやいかんなあというふうに考えております。

町長は、「88歳になったらどうしますか」という質問をしたら、「私は75歳までしか考えておりませんでした」という答えでございましたが。若宮で。

その続き、75から88、89まで免許がねえしてどういうふうに生活して何が不安なのか。そのあたりを当初、お答えいただけるとありがたいと思います。

【議長 甲斐 秀徳】

ここで、黒田議員が出席しましたので報告しておきます。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

やっぱり酒はみんな飲むべきものじゃなかろうかと。もう非常にいい意見が出てきたということで。

あのとき、75歳まではロングライフのプランがあったということで、今、人生90年、100年という時代で、そういう中に突入している現社会であります。88歳になったときということではちょうど米寿の年ですが、どう考えるかと。何が足りて何が不足するのかという話ですが、足りてる部分は時間だろうと思っております。しっかりした時間があると。車には乗れなくても体が動けば、晴耕雨読的なことをして、それと、地域に同じ世代が生きていけば一番いいかなあという部分でそういうことを思います。

不足している部分という部分で足りない部分ですが、議員がおっしゃいますように、やっぱり公共交通の充実、結局、行きたいところに行けないということになると非常に問題が出てくるのではなかろうかというふうに思っております。

黒田議員ではありませんけど、Society 5.0で近未来、いろいろな形で変わってくると思いますが、人が人として生活していくためにはやっぱり人と交わりいろいろなところに行く必要性が出てきます。ですので、そういうことを考えると、交通手段の確保が一番大きな問題になっていくのかなと。それがあれば、買い物、病院また日向市、延岡市にいつでも出かけられる状態があれば、そんなに困ったこともなくなるのではなかろうかというふうに思うところであります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の答弁が終わりました。

【3番 山田 恭一郎】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

3番、山田 恭一郎議員。

【3番 山田 恭一郎】

町長が述べられた平成31年度美郷町施政方針の中で、「安心な仕事づくり、安心な住まいづくり、安心な暮らしづくり、安心な結婚・子育て支援」とあります。あと一つ安心が欲しいと思います。安心な老後づくり、そのあたりがあるといいと思います。

究極は、健康で長生きして安心して死んでいける、そういう環境が美郷にあれば、今から美郷に移り住んでも安心してここで生涯を送れるんだというふうな思いと一緒にできればいいなあとというふうに考えております。

人がこの地で安心して生活するために大切に思うのは、やはりベスト3と考えたら買い物でしょう。それから病院でしょう。それからあと一つは若者にとってまだ生涯教育もあります教育、そういうことだと思います。

ここにおける皆さん全て年をとりますが、88になったらどうなるのというのは、やっぱり共通の課題として政策に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

その中で、きょうは教育について生涯の施設について、町長と教育長との意見を交わしたいというふうに考えております。

教育長にお伺いいたします。

美郷町では、幼小中一貫教育を進める教育施策をとっております。西郷地区では2021年度に開校に向けて忙しくなってくるだろうと思いますが、ただ、施設は主に町長部局の責任において建設されますが、教育委員会の仕事は主に教育の中身、ソフト事業が中心であろうと思います。

そこで、教育の中身は特に学校教育においてあまねく美郷町内のどの学校でも同じレベルの教育内容が基本であると思いますが、教育長のお考えをお聞きします。

【議長 甲斐 秀徳】

教育長、ちょっとその前に。

通告の問題点をお願いしたいと思いますので、警告しておきます。

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

教育の中身、同じレベルの教育内容にすべきではないかというような御意見をいただきましたが、確かにそのとおりだと思っております。

レベルの基準、どこにレベルをもっていくかということで話がまた違ってくるんじゃないかと思うんですが、例えば、教育内容であったりとか、教員の資質であったりとか、あるいはきょうの中身でもありますような施設設備などの教育環境であったりとかで話が変わってくるとは思いますが、基本的には、御指摘のあったとおり同じレベルで教育内容が受けられるようにするのが基本であると、そうい

うふうに考えております。

例えば、教育内容で行きますと、これは日本全国、学習指導要領に沿って小・中学校では学校教育が行われておりますので、教育内容については同じレベルで実施されているのではないかと、そういうふうに思っております。

また、教育環境レベルで見ますと、美郷町内におきましては施設一体型の一貫教育と、それから田代小と西郷中で行われておりますような連携型の一貫教育が実施されておりましたので、若干、そこは違っておりましたけれども、御指摘のとおり2021年度からは同じレベルで実施できると、そのように考えております。

また、9月議会で議員のほうから御指摘のありました幼稚園教育、ここに付きましても昨年の12月までに会議を繰り返しまして、大体の方向性を出しまして2021年度からは南郷幼稚園、田代幼稚園、北郷幼稚園もそろえた形で教育環境が整備されるようにやっと条件がそろったというようなことで、保護者のほうにも理解を得たところでございます。

以上です。

【町長 田中 秀俊】

山田議員、ちょっともう一度、通告しておきます。

通告以外の質問はちょっと差し控えていただきたいというふうに思いますので、再度となると取り消しになりますのでよろしく願いいたします。

【3番 山田 恭一郎】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

3番、山田 恭一郎議員。

【3番 山田 恭一郎】

学校施設の共通化といいますか統一見解という中で、教育はどうあるべきなのかと。学校施設を今から問うわけですけども、その中の教育レベルの前段としてどういうものの考え方があるかということを私は問いたかったので、決して関連性がなかったわけではないというふうに認識してもらえばいいと思います。

特に、今から先、聞きますのは、学校の中のテニスコートをどうするかという話で、それはいろいろな学校の教育の中の一室でありますので、その統一見解を私は教育長に聞いたというつもりでおります。そこ辺、いろいろ見解はありますけども、その考え方を教育レベルで聞いたということでもあります。

町長にお伺いいたしますが、小中一貫のほうはもういいとですけども、西郷中学校、小学校が今度、統一になりますが、教育施設において美郷町内どの学校でも同レベルの施設が準備されてしかるべきだというふうに考えますが、町長のお考えをお聞きします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

基本的には、やっぱり同一の環境整備という部分は必要だろうと思っております。中身については、教育長が申されましたように2021年を目途にそういう形になっていくと。

校舎は全然、問題なかろうという部分があります。全部、新しいという部分で。あと、部活等に使うもろもろのテニスコートであれバレーコート、体育館ですね、そういうものが格差がないように、やっぱり随時、教育委員会のほうが目を光らせてやっていく必要があると。部活に影響するようなことであると非常に問題かなというふうに思いますので、そこ辺の部分は同じような条件ですと。

ただ、その部活がそこにあってここにはないという部分がありますので、そこ辺の統一性は全然、ないかもしれませんけど、やっぱりその学校がある部活とかそういう部分。

それと、町民がその学校施設を社会体育施設として利用していくかという部分については、また別問題ということで整備もしていく必要があろうかなというふうには思っておるところであります。

以上です。

【3番 山田 恭一郎】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

3番、山田 恭一郎議員。

【3番 山田 恭一郎】

同じ教育レベル、同じレベルの施設、そのことからの意見であります。

美郷北学園、菊田彦市町長時代に開校いたしましたので、もう5年の歳月が流れたと記憶しております。瓶田南郷支所長がここにおいでであります。北郷の3つの学校を1つにするには大変、難産でございました。たくさんの御意見をいただきました。「もう無理」と、そんな言葉も頭をよぎりました。何度も何度も説明して、現地に出向き協議して、地域の方々に納得していただき、美郷北学園としての建設にこじつけたということです。

北郷中学校には中庭に2面のテニスコートがありました。そこには西郷中学校と同じように照明設備が完備されておりました。平日は、中学生や小学生が日の暮れるのが早くなると照明を照らして練習をしていました。金曜の夜には、また一般の方にもたくさんラケットを持って集まっていただき、小学生、中学生そして高校生までが参加して和気あいあいテニスを楽しむ光景が見られておりました。

まさに生涯教育の基本のような風景がそこにございました。

しかし、このテニスコートに美郷北学園の小学校の校舎が建設されることが決まりました。当然、テニスコートはそのままどこかに移築するものと聞かされました。川向こうの小学校のグラウンドに移築するものと考えられました。

当時、教育委員長だった私も、北郷小学校に移設すると考えて、説明して、美郷北学園の設立に向けて交渉をいたしました。北学園の工事中は、北郷中学校の運動場の真ん中に仮設のテニスコートがつけられました。運動場の真ん中です。ボールを打つよりもボール拾いの上手なテニス部員がおりました。脚力はつきます

が、子供たちにとって大変な場所だったことは皆さんの御想像にお任せいたします。

北学園が完成して開校1年目、北郷小学校の校舎が取り壊しの工事が始まりしました。その工事が終わりましたら、テニスコートの工事が始まるものと期待をいたしました。しかし、テニスコートの工事は一向に始まりませんでした。

北学園開校2年目、テニスコートの工事が始められるものと期待しました。でも、教育委員会の担当者に問い合わせると、「予算がない」「財務が認められない」との回答でございました。

3年目、当時のPTA役員、テニスの部員の保護者が尾畑町長に直接、話をいたしました。そこでやっと、テニスコートの現況を認識していただき、テニスコートの建設の話が前に進みました。

しかし、できたのはテニスコートだけで、フェンスは簡易なもので隣のサッカーボールが頻繁に飛び込みました。

4年目、安全な金属製の網を設置していただきました。「照明施設は予算がない」とのことでしたが、「照明がないといろいろ困ります」と要求しましたら、片面に照明灯が2本立ちました。通常、テニスコートや普通の球技の照明は両面4点から照らすのが普通です。でも、これで完成ということで、追加工事はできないとの回答でございました。

今年度の予算も計上されておられません。「予算が認められなかった」との担当の返事でした。今までに6年の歳月が流れております。

北学園開校に向けて、そこにあったテニスコートの移設にこのような時間が必要だったのか。なぜどうしてそんなに、なぜとか、どうしてとか、そんな気持ちにさせられます。運動場の真ん中でテニスをしていた中学生はもう高校2年、今度3年生になります。

教育長にお伺いいたします。

学校施設はどのスポーツに対しても平等で、ぜいたくは要らないけれども完全なものでなければならないというふうに思います。野球は野球で、バレーはバレーで、陸上は陸上で、テニスはテニスで、学校間で格差があってはいけないと思います。学校施設はスポーツを学ぶ生徒にとって美郷町は全ての学校において平等であるべきだと考えます。

実は、こういう意見は学校施設の充実の要望や意見は、本来、教育委員さんや学校長がするべきものと考えますが、教育長はいかにお考えですか。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

質問が幾つか出てきたわけなんですけども、まず、テニスコートのほうからお答えしていきたいと思いますが。

現在のところ、現在といいますのは私が就任してからということですので、議員がおっしゃられたずっと過去からのことではないんですけれども。

現在では、学校などからのテニスコートなどの施設の整備に関する要望というものは御指摘のとおり出ておりません。したがって、部活動を含む学校教育内に

おいては問題となっているところはないと、そういうふうに捉えているところであり
ます。

しかしながら、現状としましては各学校内の施設を地域のスポーツ活動として使
用されておりまして、そのほとんどが夜間の使用であります。社会スポーツを推進
している本町にとりましても取り組んでおりますので、社会教育という観点から、
使用目的に応じた改善を図る必要があるのではないかなと思います。

先日、北郷のテニスコートに夜、伺いましてボールを打ってみたんですが、確か
にゆっくりぼんぼん打つ分については全然、問題はないと思うんですけども、あ
れが試合になったりとかそういうふうになったりしますと、やっぱり見にくくなる
のかなあと、そういうふうな感想を抱いたところです。

そういった観点で、社会教育施設として使う場合には、何等かの改善を図る必要
があるんじゃないかなあというふうに捉えているところです。

もう一点、全ての学校の環境を平等にしていくというような御指摘もありました
けれども、現在、美郷町内の中学校で行われている部活動につきましては、バレー
ボール、野球、ソフトテニス、バドミントン、陸上等があります。小学校のスポー
ツ少年団を含めると、もっともっと多くなるんですけども、中学校ではそのよ
うはものが行われております。

そして、先ほど、町長からの答弁でもございましたように、それぞれの学校で取
り組む実施種目というものは異なってきております。合わせて、生徒の数も年々、
減少していることから、美郷町内全ての中学校において、施設設備を平等にそろえ
るということは利用計画というか利用の見通し、そういったものから考えますと、
見通しのない施設を整備するということにもつながりかねますので、慎重に取り組
んでいく必要があるのかなと、そういうふうに思っているところです。

今後も、学校とかそれから地域の実態、さらには関係者の意見を聞きながら、改
善が必要であればそういったところについて取り組んでまいりたいと、そういうふ
うに考えているところでございます。

以上です。

【3番 山田 恭一郎】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

3番、山田 恭一郎議員。

【3番 山田 恭一郎】

町長に伺います。

テニスは現在、錦織選手や大坂なおみ選手の活躍で注目を浴びております。また、
テニスは子供から大人まで高齢者まで一緒に楽しめるスポーツでもあります。体の
不自由な方でも車いすでも、健常者と一緒にプレーできる特別なスポーツでもござ
います。それに、二人そろえば練習試合や練習が楽しめます。少人数の学校でも十
分、部活動として推薦できるスポーツとなります。結構な運動量でもあります。

美郷町施政方針に、「スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、日常生
活において町民が気軽に親しめる環境づくりに努めます」とあります。元北郷中学
校にありましたテニスコートの移転工事を早急に完成してほしいものだと思います
が、町長の御意見を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

教育長が言いましたように、2月26日だったと思うんですけど、夜の7時半で
すかね、行って電気をつけて、その照度という部分を見させていただきました。確
かに、西側のコート、2面ありますけど、暗いと。本当にボールが見えづらいとい
うことで、このテニスコート移転についてまだ完結に至ってないという感覚を持ち
ましたので、あれだったらちょっとやりづらいかなど。片面はいいんですけど。何
とかして早いうちにその照明の工事はしたいと思っております。

もう一つ思ったことは、何であの場所かなあと考えたんですけど、結局、体育館
の後ろというか東側にそのままくっつけると、あのグラウンドが非常に有効に広く
使えるのに何であの場所にもっていったのか、どうもピント来んという部分で、こ
のテニスコートの配置ももともと問題だったのではなかろうかと思ったところであ
ります。

いずれにせよあそこにつけて、東側のコートは問題ないんですけど、西側のコー
トが暗くてボールが見えづらいという部分で確認させていただきましたので、完結
したいということで答弁させていただきます。

【3番 山田 恭一郎】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

3番、山田 恭一郎議員。

【3番 山田 恭一郎】

明確なお答えをいただきまして、本当にありがとうございます。テニスをする人
たちにとってはすごくいい答弁であったというふうに考えます。

ただ、この事業がこんなに長く、こんなに長く骨を折らにやいかんかった、本当
の事業なのか、それが疑問符としてすごく残ります。

今後、また美郷町は組織編成になりますが、北郷地域課、南郷地域課、教育委員
会、こういう方たちときちっと連携をとっていただきまして、こういう問題が起き
ないように、速やかに物の対処ができるような連携をしていただきたいなと思
います。

そして、現場の要望・意見が速やかに町行政の上層部に伝わるようなシステムを
構築していただきたいなというふうに考えて、お願いして私の質問を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これで、3番 山田 恭一郎議員の質問を終わります。

ここで5分間の休憩を挟んで続行しますので、よろしく申し上げます。

11時5分より再開いたします。

(休憩：午前 10 時 58 分)

(再開：午前 11 時 05 分)

【議長 甲斐 秀徳】

それでは始めます。

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、4番、川村義幸議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【4番 川村 義幸】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

4番、川村 義幸議員。

【4番 川村 義幸】

きょうも雨が降っておりますが、雨とともに毎日、毎日、草が伸びてくる時期になってまいりました。これからまた毎日、草とけんかかなあという思いで田んぼを見ておられますと、目につくのが耕作放棄しております、また遊休地等は本当に目立ってきております。

それについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

町内で多くの耕作放棄地や遊休地が目立つようになってまいりました。

美郷町が抱える課題の中でも、労働者不足による耕作放棄地、遊休地の拡大を挙げております。この役場近辺でも目立つようになってまいりました。人口減少、高齢化とともにまだまだ耕作放棄の農地がふえていくことが目に見えております。せっかく手間暇かけて設置しましたメッシュ柵の中でも田畑が放棄されているところがあります。

そこで、町長にお伺いいたします。

この現象に今後、町として何か対策を考えておりますでしょうか、お伺いしたいと思います。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本当に中山間地域が抱える共通の課題かなというふうに思っておるところであります。

平成27年度、前回の農林業センサスによる本町の経営耕地面積は707ヘクタールとなっており、10年間で27ヘクタール減少しています。農用地面積は社会

経済の動向に応じて年々減少しており、担い手不足等により耕作放棄地の増加が顕著になってきているのは御案内のとおりであります。

このため、優良農地を守り面的集積を図るため、新規就農者の確保、担い手育成に努め、認定農業者等への優良農地の集積を図ってまいりました。

合わせて、農業者が高齢により一部作業が困難になったことによる農地の遊休化を防ぐため、農作業受託組織の育成・強化に対する支援を進めております。

しかしながら、依然として課題解決には至っていないのが現状であります。

農業法人が取り組む耕作放棄地対策につきましては、美郷町茶部会が策定する産地戦略ビジョンにおきまして、JAファーム日向による茶園経営を、現行の製枝・摘採の受委託面積8.5ヘクタールから、10年後には完全受委託面積15ヘクタールを計画目標として、その推進体制の整備等の検討が進められております。

町としましても、現在、6次産業化を核として担い手対策や耕作放棄地対策等の課題解決を目指すべく、農業者、加工事業者、JA日向等の代表で構成する美郷町6次産業化基本構想検討委員会を設置し、美郷町6次産業化基本構想の策定を進めています。

その中で、産地型商社設立の検討を進めておりますが、商社に農業生産法人としての役割を持たせることによる第1次産業への参入の検討や、JA日向及びJAファーム日向と連携した労働力の確保についての検討も進めています。

本年9月を目途に基本構想の策定を進めておりますので、策定後に議会へ報告いたします。

外国人材の受け入れにつきましては、宮崎県内においても年々、増加傾向にあり、平成29年度においては3,490人、前年比888人増の受け入れ実績があります。そのうち、農林業では517人、前年比136人増となっております。

受け入れるための制度として外国人技能実習制度があります。国際貢献を目的として開発途上国等の外国人を日本で一定期間、最長5年間ではありますが、に限り受け入れ、OJT(オンザジョブトレーニング)を通じて技能を習得する制度であります。

美郷町においても、JA日向や町内の農業法人が農業実習の実習実施者・監理団体となることで受け入れが可能であります。

ただし、語学研修体制を整える等、受け入れ体制の整備が条件となっております。

今後、農林業の担い手不足や耕作放棄地に対する方策として、外国人材の受け入れは有用であると考えます。県内での先進事例を調査するとともに、県との情報共有や関係機関と連携しながら、外国人材の受け入れについての検討を進めたいと考えておるところであります。

以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の答弁が終わりました。

【4番 川村 義幸】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

4番、川村 義幸議員。

【4番 川村 義幸】

これからお聞きしようかなということも先にほとんど町長が今、答弁していただきまして、本当にありがとうございます。

特に今、担い手不足、これが問題だと思うんですね。

それで、告知に書いてありますように、外国人労働者で何とかならないか。外国人労働者じゃなくても農業の楽しさというのを町外の方たちに教えてあげれば、来てから農業をやってみようかなという若い人たちもいる可能性はあると思うんですね。そこらの辺のPRも一つやっていったらいいかなあというふうに思っております。

特に、そういうふうで取り組んでいただいて生産するわけなんですけど、生産物もいろいろあります。米だけには頼らずいろいろなものに取り組んでいただければ、全ての田んぼは埋まっていくかなあというふうに思っておりますが、ただし、その生産物がいかにしてはけるか。そこら辺の販路の拡大も考えながらプロジェクトを組んで、先ほど、言われたようにいろいろな方面の方とプロジェクトみたいに組んでやっていくということではありますが、その辺を含めながらやっていったらいいかなあというふうに思っております。

特に、田んぼに関しては農業法等でかなり難しい部分があって、町外の人たちが来てからつくっても大丈夫なのかねという点がありますけども、その辺は何らかのクリアできる分があるのかなあというふうに思っておりますが、その辺、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

商社型のという部分で、6次産業の基本構想計画ということでいろいろな形の分野の方に入っていただいて検討しているところであります。

結局、そのものができたときに、言うように出口ですよ。物がはけていくという部分をしっかりとしなければならぬと。そのはけたもののお金が生産者に戻るという仕組みをしっかりとつくっていく必要があるのではなからうかというふうに思っております。

外国人労働という部分で、いろいろな入管法等の規制緩和によって入りやすくするという部分で、これもいろいろな形の貿易自由化みたいな形の一環かなあという部分で、日本の場合は本当に働き手が不足してきたという喫緊の課題の中でそういう形がとられているという部分であります。果たしてその美郷町にとってその外国人労働を受け入れてやるのがベターなのかとか、そういうことも含めてまだまだやってないことが多いんじゃないかという部分もありますので、そこ辺の検討もしながら考えていくべきではなからうかと。

「語学指導が前提ですよ」という話になると、またまた難しくなるということで、それは大きな組織の中で、例えば、県なら県がそういう受け入れ組織をつくって、その中で派遣していただくとか、そういう形をとったほうがいいかなあ。

一つ美郷町でやるならJA日向でやったほうがいいかなあという話なんですけど、例

えば、どこかの国のどこかの町、村、そこと提携してそこからずっと入れていただくという形で、5年間たったらまた違う人が来ると。そうして続けていったほうが何ら問題もなくなるのかなあという気がしております。

そして、最終的にはそこ辺と姉妹都市盟約やらを結んでいければなおいいという話になっていくのではなかろうかと。

ただ、その前にまだやるべきことはたくさんあるという部分に思っております。

その農地法に詳しいわけでもありませんけど、結局、美郷の昔はいろいろな何反以上とかいろいろなものがありましたけど、今はそういう部分がハードルが低くなってきたと。所有から利用へという話ですので、所有権が一番かと、そういうことじゃなくて利用のほうにシフトされてるということで、その趣旨がそういうことですので、法もそれに準じてある程度、誰でもという部分でできるのではなかろうかと私は解釈をしているところです。

ですので、議員おっしゃるようにそういう部分をとらまえてというか捉えて、しっかりとそういう人たちが入ってくる環境も整備する必要があると。

先ほども、きのうもですけど言ったように、リタイアした人たちが何かそういう農業を自分の生活の主としてという部分じゃなくて、生きがいとして捉えて入ってきてくれる人たちがふえていくという形のほうがこの遊休農地の対策には大きな効果を波及するのでなかろうかと。

言うように、担い手あとは後継者、そういう人たちは専業農家というか兼業でもなんですけど、しっかりとした対策の中でこちらのバックをアップをするということでもあります。

前、補助金1,000万円という部分で今、出してますけど、それはしっかりと精査の中で出すわけなんですけど、1,000万円を何で出すのかという話になったことがあります。

昔、補助金を100万、200万という話でやってたから若者のなかなか農業の参入ができないという話になってたところに、ほんなら1,000万、2,000万の補助金をつくらうと思ってつくった経緯が今のほうに続いてきてると。

若者はお金を持ちませんので、結局、いろいろな形でスーパーL資金とかそういう部分を借りてでも少しでもやっぱり自分の先を見たときに少ないほうがいいに決まってるわけですので、やっぱりそういうことを今、考えてみると、そういう今、就労している若者たちは非常にありがたいと。プロイラーしかり畜産農家しかり、いろいろな形で、ハウス農家しかりなんですけど、やっぱりそれはそれとして町がテコ入れすることによってその農業後継者が、また担い手が育ってきてるのではなかろうかと、そういうふうにしておるところであります。

以上です。

【4番 川村 義幸】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

4番、川村 義幸議員。

【4番 川村 義幸】

ありがとうございます。

本当にいろいろなミニトマトとかキンカンとか若手が育ってきているのは本当に

現実かなあとは思っております。

私の一つの考えなんですけど、これはどうなるかわかりませんが、田んぼ1枚、1枚のオーナー制度といいますか町の、ちょっとつくってみようかなという人たちの募集をして、この田んぼはあなたがオーナーですよ、でも、周りの私たち農家が手伝ってあげて植えるの、刈るのくらいは手伝ってあげる、そういうような制度を設ける、そういう方法のやり方もいいのかなあというふうには考えておりますが、その辺、どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

オーナー制度はそういう形で地域の方々が農地を守っていくという部分では非常に有効な手段ではなかろうかと。その田んぼに、オーナーに有名人を入れてもらうとまだいいかなと思うとるんですね。

例えば、安倍首相の田とか、そうなれば、来はせんかもしれんけど、そのネームバリューとしては非常にインパクトがあるということで、首相まではという話は難しいかもしれませんが、知事の田んぼとか、結局、有名な方、芸能人でもいいんですけど、そういう部分でオーナー制度を立ち上げれば非常におもしろくなると。

で、田植えの時期と収穫時期にイベントをすれば、もう時間が合えば来ていただいているいろいろなことをやると、また、いろいろな方々が見る目が変わってきますので、そういう部分でやろうとする部分については町も一生懸命、応援したいと。また、そういう部分を活発に各地区でやっていただければ非常にうれしいかなあというふうには思っておるところであります。

以上です。

【4番 川村 義幸】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

4番、川村 義幸議員。

【4番 川村 義幸】

確かに今のお答えはいいなあと思います。

特に、オーナー制度で有名人が来てくれれば、そのようにほかの方たちもつられて、私も私もという方がふえていくかなあと思っております。

なぜオーナー制度にするかといいますと、放棄地というのは1カ所にまとまっていないんですね。点々とありますので、農業法人で一括で守りするのも大変かなあという考えもあります。オーナー制度だったら、点々とあってもそれなりの管理ができるのかなあ。例えば、南郷なら南郷、北郷なら北郷、西郷なら西郷の各地区にそういう面倒をみてくれる方を、協力者を得てやっていくのが一番、いいかなあというふうには私の個人的な考えは持っております。

でもなかなかこれ、個人的に動くというのが大変なものですので、せめて町のほうは特に企画課長、一番後ろに座ってうなずいておられますけど、ところが企画課長、ほんでそこら辺の対策も農振課と一緒にやっていただけたら、本当にありがたいかなと思います。

大変、短くも、町長が早目に早目に先に答弁されてしまって、もう質問事項が本当に少なくなってしまうので申しわけないんですけども。

また、それと先ほど、いろいろな面で中嶋議員が言われたことが私が言おうとしてることとほとんどかぶっておりまして、もうその件に関しても、町長、先ほど、答弁されておりますので、私の質問は本当、短かったんですけど、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

【議長 甲斐 秀徳】

これで、4番 川村 義幸議員の質問を終わります。

ここで、5分の休憩をとりたいと思います。

11時半に始めたいと思います。

(休憩：午前11時21分)

(再開：午前11時30分)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第2 議案第4号 定住自立圏形成協定の一部変更についてを議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第4号 定住自立圏形成協定の一部変更についてを採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、議案第4号 定住自立圏形成協定の一部変更については原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第3 議案第10号 美郷町役場課設置条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【3番 山田 恭一郎】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

3番、山田 恭一郎議員。

【3番 山田 恭一郎】

北郷地域課、南郷地域課でございます。新設ということでもあります。この課、何をするのかというふうなことがあるのですが、例えば、企画情報課、町民生活課、健康福祉課、皆、予算を持って動いている課ですよ。

ただ、北郷地域課、南郷地域課というのは、窓口課ということなのか、その構成人員というのが企画情報課の出向が健康課の福祉課の出向がそこに座るということなのか、北郷で何かをする課なのか、そこ辺がちょっと微妙にわからないところなんです。北郷地域課に行っても本所につなぐだけのただ単なる課なのか、何かができる課なのかというのが不安なんです。そこ辺を教えてください。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、8課の中で支所は8課、形成してるということで、それぞれの縦系統があるということですが、今度はもう一遍にいろいろなことを受け付けると。早く言えば、地域課みたいな形ではありますが、地域のことを持ってきてという部分でそこで解決できる部分とできない部分が当然、出てきますので、そういう形は本所のほうに上げると。

本所が上か、そっちの地域課が上かという部分は、全然、区別しておりませんので、そういう中での取り扱いと。これから先、事務取扱部分でここはそこがしますよ、ここしますよということで規則の中で変えていって、そういう部分は職員に徹底し、また、1カ月、その部分については町民にこういうことでの取り扱いになりますということは周知徹底して円滑な移行にしたいというふうに思っております。

ですので、企画課がそこに行ってるのか、今の形になってるのかということでは全然、ないということでもあります。

【3番 山田 恭一郎】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

3番、山田 恭一郎議員。

【3番 山田 恭一郎】

非常に立ち位置が不安な課になると思います。この課長は、もちろんそうなんですけど、町長から直接、つながった課なのかなあというか、もちろんそうなんだろうけど、天領みたいにして町長が北郷の地域課の課長ときちっとつながってて運営ができる課なのか、全体的に共有ができる課なのかどうかというのが住民にとっては非常に不安というか、ちゃんと意見が通るんだろうかと。町長に意見が通るんだろうかと。今さっきのテニスのように、そういうのが一番、不安なんですけど、そこは町長直轄の課というわけではないんですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

みんな同じレベルで地域課を置いたということ、私としては同じレベルだということ、その支所のほうにいろいろなものの要望が上がってきたら、そのまま来ると。それを見て、総務課にほうに来たり、で、分けてまた各課に回したりということで、区長さんとか公民館長さん、いろいろな形で持ってきますので、まずそこで受け付けると。で、それが上がってくると。

風通しをよくしたいという部分はやっぱり支所に行って朝礼やらはしますけど、直接にどうのこうのと今までしたことがありませんので、今後は地域課長やらと一緒に話して、どんげしたらいいかと。まだ本当に富井議員、言いましたけど、「100%なってるのか」という部分を動き出したときにそうならないかもしれませんので、そこ辺をしっかりとした中でしていくと。で、動かし始めて、変える部分も出

てくるのかなと。事務分掌とかそういう部分は少し動かしてみないとわからない部分もありますけど、一応、この課名ということで設置をしたいということでもあります。

ですので、今後どうするかという部分は、規則とか今、全部つくってますので、その中で泳いでいくしか、周知徹底させていくということになるかと思っております。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番、黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

実は昨日、住民の方とちょっと話してて不安が出てきたのであえてお伺いしますが、今、言ったように例えば、「うちの前の道が悪くなったと。ちょっとみてやらんどけ」という話があるじゃないですか。それはそのまま建設課に進達しますよね。そのときに、もう直ちにその日のうちにそういう進達を受けましたという、で、私が担当します、その後は。私が担当します。そういう言い方をしてもらえると非常に不安が解消するんだがというお話をちょっといただいたので、お考えを伺いたいなと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほど、そういうつながり方もあると思いますので、そういう部分ですよね、もう建設課に直接という話のほうがいいかなと思うんですね。電話1本で。

例えば、そういう迂回をしてくることもありますので、受けた人間がしっかりと「わかりました」ということで、しっかりと返すと。放ったらかさんという部分は一番、大切なことですので、やっぱりその職員のそういうことで周知徹底、受けた人間が必ず回答を結論をつけるまで持っていくという形に。自分がその任が重かったら、その上の人にこういうことでお願いしますということで、起承転結といえますか結までしていくということで、職員のほうには徹底させたいと、そう思っております。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番、黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

今、「上」と言いましたけど、要はその担当課の担当職員にということで、やっていただきたいんですが。

要はもうすぐの返事。窓口に来ることもあると思うんですよ。直接、電話にということもあるんですけども、何かのついでに来たときに、例えば、住民票を取りに来たときに、「そういやあ、こんげじゃったよね」とぼろっと言ったのを、もうその日のうちに1回は返事を返してほしい。そうすると、やっぱり安心感であるのかなと。

要は、それで例えば、1週間後とか2週間後とかあんまり間を置かれても、だから、「いついつくらいまでに見に行きますわ」と。それだけでいいと思うんですよ。「ちょっと、今いろいろとあるので、忙しいので、ちょっと時間をください」とか、「予算がちょっと」とか。でも、それも見てからの話だと思うので、まず見てみるというのをやってもらおうと、住民としては非常に安心するのかなというふうに思いますが、いかがですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

集約をしてということ、マンパワーがある程度できるということでの考え方がありますので、職員が現場に出るということだと思います。現場に出れば、あそこがこんげよねという話を受けると思うんです。そして受けたら、その人がどうするかということ帰ってすぐ連絡しますというような話で、そういう職員に全ての職員が同じことを共有して動いていただくような形をつくりたいと。またそうあってほしいと。また町民もそう願うということでしょうから、やっぱりそういう部分が一番、大切になってくるのかなあというふうには思っておりますので、やっぱり徹底した職員のそういう周知とかそれはやっていきたいと思っております。それが一番、町民の不平不満につながらないことなというふうには思っているところです。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番、黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

大体、今月の終わりから来月の頭にかけてそれぞれの公民館で公民館総会というものが恐らくあるというふうに思います。できましたらそれまでに、こういうふうにしますよというものを少し固めていただいて、各区長さんから住民の方へ伝達していただく。公民館総会って一番、住民が集まる場だと思うんですよ。だからそこでしっかり伝達していただくような対応をすると浸透しやすいのかなというふうに

も思いますので、大変でしょうけどもそこまで御努力いただけるとありがたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

わかりました。22日が区長会ということになってますので、その区長会にそういうことが出せば出して、各家庭というかそういう部分でお願いしますということで配付をしてもらって徹底するという方法もありますので、そういう方法を考えてみたいと思っております。

【6番 黒田 仁志】

はい、お願いします。

【議長 甲斐 秀徳】

ほかに質疑はありませんか。

【10番 那須 富重】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

10番、那須 富重議員。

【10番 那須 富重】

多少、かぶるかもしれませんが、各南郷地域課と北郷地域課、裁量権の問題だと思うんですよ。一般の例えば、5,000万円以上の工事契約になると議会に諮らなければいけないとかそういう契約がありますよね。そういったワンストップでできるものとできないもの、そこらあたりの何かそういったものをお考えなのかどうかをお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

決裁権とかいろいろありますので、その事務分掌の中でどこまで決裁権限があるのかと。それはやっぱり今、そんなに各課長の負担行為支出命令というものはありません。

すごく思うんですけど、その改定というか75億円くらいの当初予算を持って各

課長が10万未満というのはおかしいじゃないかという話の中で、ある程度、大きくそして自分たちの責任を持たせるということで、少しその金額、決裁権を大きくしようということで改正をしたいというふうには思っておるところです。

でない、いないときに支出命令ができないという話になりますので、それじゃあやっぱり行政、業者さんに、業者さんも急ぐ場合がありますので、検査をした後、決裁を受けられなかったという話とか、金額が大きい多寡にかかわらずやっぱりそういう支障が出てくる恐れがありますので、そこ辺は少し直したいというふうには思っています。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第10号 美郷町役場課設置条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがって、議案第10号 美郷町役場課設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第4 議案第11号 美郷町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第11号 美郷町職員定数条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがって、議案第11号 美郷町職員定数条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第5 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。
したがって、議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第6 議案第13号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。
質疑はありませんか。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

済みません、幾つかお伺いします。
まず、食卓料とはどういうのを少し、まずお話しいただきたいというのが一つ。
それと、別表のところ、宿泊料、町内というものもあるんですね。これがあるのかと。町内へ宿泊するというのはどういう場合を想定してるのかという点を教えてください。

それと、同じく別表1の陸路1キロ当たり37円というふうになってるんですね。大都市2,000円、ちょっとよくわからないので、その辺の根拠もしくはこういうことだよというのをお示しいただけると。

また、これをざっと見ると、高速道路ってどうなるのというのもちょっと思ったので、お伺いしたいというふうに思います。

それと、別表第2なんですけど、鉄道が基準なんですよね。今、引っ越しする場合に鉄道でということはまずあり得ない。ちょっと基準的にいかなものかというのをお伺いします。

それと、今、大騒ぎになっておりますが、この時期はもうほぼ引っ越し業者というのはもう満杯でしかも価格がはね上がっておって、東京都内で移動するだけでも100万円近くかかっているというようなこともあります。そのあたりをどのように担保しているのかという点を教えてください。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

今、何点か御質問がございました。順次、御説明、申し上げます。

まず、議案第13号の食卓料でございますが、水路及び航空機による旅行の場合に宿泊料が支給されないことに対する均衡を考慮して一夜につき1,700円を支給するものであります。実質的に船中泊とか航空機内の泊という考え方でございます。

それから、宿泊料のほうの町内の部分につきましては、実質的には現在まで運用の中ではございませんが、ケースとしては町内にどなたかをお迎えに、例えば、国からの職員を迎えるとかいった場合に、泊まらなければならないということがある場合、例えば、施設に、そういう場合を想定いたしております。

それから、別表のほうの陸路1キロにつき37円につきましては、これは長年、改定をいたしておりませんで国・県等の法に準じて定めてございます。実質的には例えば、燃料費等のことが考えられますが、基本は庁用車、公用車を活用しておりますので、それを換算するために公共交通機関に係る部分を参考に定めているものというふうに理解しております。

それから、大都市の2,000円でございますが、全国6大都市、大都市につきましては大都市間内の移動がありまして、例えば、地下鉄を利用する場合もしくは時間的に余裕がない場合にはタクシー等を利用する場合がございます。そういったときのために一律2,000円を支給基準としております。

それから、別表2のほうの鉄道でございますが、これも公共交通機関を利用する場合に基準となりますのがバス、JR等の鉄道になります。私鉄も含まれますけれども。そこを基準とすることから、鉄道という考え方の公共交通機関という考え方でいたしております。

以上です。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

了解しました。ある程度、わかったんですが。

まず、食卓料はわかりました。

陸路の分もわかったようなわからないような。実際に公共交通機関に置きかえてとなりますけど、例えば、今ここからバスを使って電車使って宮崎へ行くと片道3,000円じゃ、たしか済みますよね。と思うんですよね。公共交通機関を使った場合。だからちょっと。要は国・県の基準に準じてということなんですけど、若干、考えないと不可能なんじゃないのっていうのもありますので、ちょっとまあ。今回はあれにしても、今後やっぱり数字的な見直しというのは少しあってもいいのかなというふうに思ったのが一つ。

移転料、要は引っ越しなんですけど、実際にじゃあ鉄道で引っ越しするかってあり得ないので。荷物を送るといのはもう今ほとんどトラックで走る。今、運送業者のそういった状況、そういったものがちょっと組み込まれてないような気もするので。要は命令によって出向するときにかかってくるんでしょうから、その場合に金出せっていうわけにもいかんでしょうから、どうなんだろうというふうに思うんですが、ちょっとお伺いします、もう一回。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

まず、陸路37円につきましてでございますが、先ほど言いましたように基本的には公用車を使いますので、公用車に係る燃料の負担は町が行いますし、それから旅費、日当の部分は支給はされます。

特に、公用車が不足している場合もしくは嘱託職員が出向く場合にどうしても自家用車を使う場合等に基準的としては使います。

それから、引っ越しに係る分ではありますが、結局、この食卓料も一部、含みますけども、移転料のほうの鉄道換算部分を実際には引っ越し支度料的な考え方になるかというふうに思います。鉄道を使って引っ越しは実際にはいたしませんけれども、引っ越しにかかる経費をその分を移転料の部分の一部として見ていただくというような考え方がございます。

特に、引っ越しにかかる分につきましては、先ほど、議員が言われましたように年度かわりにつきましては多分に料金も違うように聞いておりますので、この移転料につきましては基本的に国からもしくは県から、例えば、人事交流でこちらに来る場合が想定できますし、私も前に経験がありますが、医師確保とか、医師をこちらに招聘する場合、そういったときが想定されます。

以上でございます。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

車料はわかりました。

それと、要は高速道路とかの料金は別に出てるんですかねということの確認と、この別表第2はこっちから行く場合じゃなくて招聘する場合という意味なんですか。

行く場合にしても、この、さっき準備金という話だったんですが、そのほかに実際にかかる経費というのは出るんでしょうかという点。

それと、例えば、3月中じゃなくて4月になって引っ越せよということでそれまでの2週間分はホテルに泊まりなさいと、そういうふうなものを出してくれたりとか、そういうことをしないと、今はちょっと不可能なのかなというふうにも思うんですよね。だからその辺のことなんです。ほとんど移動するのは今の時期なんだろうというふうに思うので、その辺のことをお伺いしていました。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

失礼しました。先ほど、その質問もございましたですね、失礼しました。

高速道路のほうにつきましては、基本的に公用車を活用することが基本になりますので、ETCのほうを総務のほうで管理いたしておりまして、それによる公費負担をいたしております。

また、そのETCの活用についても節減ということも含めて運用の中では時間帯、宮崎まで早朝に行かなければいけない、早朝の会議に行かなければならないとか、4時半以降まで会議がかかるとかいった場合には、帰りは使っていいですよというような形で運用してます。

それから、移転料の話は、先ほど、例としては国・県等から来る場合を想定しましたが、もちろん行く場合もです。

ただし、どちらが負担するのか。例えば、県と町村の場合にこっちが行くほうを向こうが負担し、向こうから来るほうをうちが負担するという相互の関係にございます。

【6番 黒田 仁志】

時期とかそんなのを。

【総務課長 小野 圭一】

時期につきましては、やはり勤務が基本的に地方公共団体の場合に4月1日採用とか4月1日勤務という、また辞令ということが基本になりますので、それ以前に早目の段階で一旦、御本人が町に出向く、町に赴任する、もしくは過去にあったんですけど、私が医療局におるときですね、医師が向こうとの引き継ぎがあるので1週間後に来ますといったような形で、その場合は年度をまたぎますので、実際には新年度で支給したりとかいうようなことの運用は便宜を図っておるところでございます。

【6番 黒田 仁志】

それから、手当みたいなものが出たりするとか。

【総務課長 小野 圭一】

実際には宿泊、例えば、日向市に一旦、泊まってとかがある場合、もちろん町の中に、病院の場合で余り自由にできませんけど、宿泊施設、町内にある場合にそこに泊まっていた場合もございます。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

【5番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

5番、川村 嘉彦議員。

【5番 川村 嘉彦】

この6条の11ですよ。扶養親族の移転料はと、赴任のいろいろと書いてありますけども、これは同一、家族で家におる人ですか。この扶養親族といたらいろいろな場合があると思うんですよ。だから、私の解釈では一緒に住んでる家族かなという解釈をしたんですが、解釈のしようがいろいろあるんですが、もう少し詳しく説明、お願いしたいと思います。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

扶養親族移転料のことだというふうに認識しておりますが、6条のほうにはそれぞれの支給することが定められておまして、さらに後段のほうの第21条、扶養親族移転料の中に扶養親族1人ごとの支給要件が書いてございます。12歳以上の方、6歳から12歳の方、それから6歳未満の方。後のほうの第21条の第2項のほうには、胎児の場合でも支給ができるということが定められてございます。

以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第13号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがって、議案第13号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

ここで、午前の会議を閉じまして、午後は13時より再開いたします。

1時間の昼食休憩です。

(休憩：午前11時59分)

(再開：午後 1時00分)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第7 議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。
質疑はありませんか。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

これは働き方改革ということで国が打ち出しておりますしやむを得ないことではあります。ある高校では、過労死ラインを超えている先生が実は7割を超えているという状況でありました。

そういうことを踏まえて、本町の今の実態、超過勤務の実態というものをまず教えていただけないかと思いますが、よろしくお願いします。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

本町の実態でございますが、超過勤務、就業時間が8時30分から17時15分まででございます。それを超えますと超過勤務、また、土日の勤務をした場合も超過勤務になります。

給与実態調査ではありませんけれども、平成29年度の決算状況を見てみますと、時間外勤務手当としましては300万円ほど出しております。44名ほどが該当になります。月にしますと平均5,800円ほど、年では7万円ほどが平均としては出されております。

もちろん超過勤務の中でイベント等に伴いますもの、それから時間外勤務手当の予算の関係もございましてけれども、基本は振替休日、代休を取ることを基本とし、それによることができない場合については時間外勤務手当の精算ということになります。

今、300万円ほどと申し上げましたが、平日の場合が金額で約260万円くらいです。これも44名が手当を請求したものの内訳になります。うち土日が16万円ほど、それから平日と土日の深夜、10時以降になります。これが26万円ほどになります。これは特殊要因はもちろんこの中に含まれます。特に、総務課の危機管理担当が台風等の接近によりまして警戒本部を立ち上げた場合につきましては、建設課並びに総務課の危機管理が常駐いたしますので、その分の手当も含まれております。基本は、先ほど、言いましたように振休を取って、体も休めるということ

を基本としてそういうふうな勤務実態でございます。
以上です。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

済みません、時間ではある程度、つかめてないですか。どれくらいの時間で大体、何人くらいがどれくらいの時間オーバーしてる。44人というのは大体、わかりましたけど。くらいが、大体どれくらいの時間というのはわかりませんか。

【議長 甲斐 秀徳】

暫時休憩します。

(休憩：午後 1時 4分)

(再開：午後 1時 4分)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩を閉じ、会議を再開します。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

失礼いたしました。

先ほど、平成29年度の決算の場合で申し上げましたが、平均、時間外の時給ですけども、1,200円で見ただけの場合に約2,500時間になります。平均であります。もちろん若い職員、それから管理職以外の長期勤務の職員によって違います。

【議長 甲斐 秀徳】

よろしいですか。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

済みません、できたら今後はしっかりそのあたりの時間数とかも把握していただいて、やっぱり無理をさせないような勤務体系をとらなければいけないというのが一番ですので、本当に忙しい上に人が減った上に就労時間まで削らにゃいかんという非常に厳しい状況なんですけれども、適正な管理をお願いいたします。

以上です。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

ありがとうございます。

平成28年に6カ月間にかけて各課長によりまして課の職員の労働衛生安全がありますので、調査をしたことがございます。

これは、年休の取得の状況それから超過勤務の状況について半年間、調べたことがございます。それによりますと、本所、支所の別等は若干、あるんですが、課ごとで申しますと、1人1カ月当たり総務課企画課が20時間ほど、これは1月当たりですね、1人。そういったことも含めまして、その辺のほかの課との均衡もある関係で、事務分掌並びに職員の配置数なんかも今後は参考にしなければならないと、働き方改革ということで認識しております。

以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第8 議案第15号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【3番 山田 恭一郎】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

3番、山田 恭一郎議員。

【3番 山田 恭一郎】

団員が少なくなってくるというのはわかります。で、45歳になったということだと思いますが、ただ、団員にも3通りの方がいらっしゃる、私、感じるんですが、日向に住んでいて美郷に仕事をしてる人、それから、美郷に住んでいて日向で仕事をしてる、それから、美郷に住んで仕事をして24時間、美郷にいる人、おのずから消防体制、参加率が変わってくるというふうに考えます。

団員が一律、同一というのは個人の負担にしては違っていいのではないかなというふうに考えております。それを考えますのは、この前、山火事がありました。土曜日だったですかね。そしたら、消防団がいらないんですね。もうみんなどこ行っとして。もう若い者も日向、延岡、あっちに行ってます。日向に住んでる。そうすると、もう集まらない。したがって、近くの農林作業の方たちが参加して裏山から攻めて消したという経歴がありますが、やはり消防団の生活パターンによって報酬というのはおのずから変わってもいいのじゃないかなと。もちろん団員報酬というのはありますけども、それとは別にそこ辺の差別化はあってもいいというふうに私は考えたんですが、いかがですか。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

議員の御質問、もったもであるというふうに思います。

ただ、非常備の消防の中で消防団員というのがせんだっての全員協議会でも申し上げましたけど、現在、450人の定数に対しまして460人、これは2班団員、防災衛生班を入れて団員登録してございます。

消防団活動としましては、有事の際の住民の生命・財産の保護が一番でございますが、議員が言われる24時間こちらに居住し、こちらで働いている方、それ以外の方につきましては当然、参集時間それから活動内容も若干、差はございますが、そこにつきましては格差はつけずにやはり団員確保を第一義をもって報酬、出動手当については均一とさせていただきます。深く御理解をいただければというふうに感じているところでございます。

以上です。

【3番 山田 恭一郎】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

3番、山田 恭一郎議員。

【3番 山田 恭一郎】

そこ辺は理解できますけども、消防団負担軽減ということになったときには、どういうふうな形で参加しやすい消防団がいいのか。

例えば、操法大会が本当に一生懸命しているよりも、本当は集まってくれ、山火事を消していただく、そういうような負担軽減のことも含めながら、出初め式がいっぱい並ぶのが本当に素晴らしいのか、それよりも火が消えて当たり前と。そういうふうな形の実質的な消防団のあり方も今後、検討していただけるとありがたいなというふうに考えます。

終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

ほかに質疑はありませんか。

【5番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

5番、川村 嘉彦議員。

【5番 川村 嘉彦】

今、総務課長が言われましたように団員確保にはかなり苦勞しているのではないかとこのように思っております。

山田議員が言ったように、町外の方やら町内でも町外で働く人が多いから、そういった意味で女性団員を募集をしているというふうに思っておりますが、女性団員の確保なり、また人数を教えていただければいいかなと思っております。

女性団員についても男女平等もあります、いろいろな女性が進出しておりますので、消防のほうもいろいろな形で女性も積極的に導入していったらというふうに思っておりますが、その辺のところも一つお聞かせいただければと思っております。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

消防団につきまして御理解をいただきましてありがとうございます。

消防団460人、現在、確保しておるということでございましたけれども、うち女性消防団がちょっと今、手元に資料がございませんけど20名ほどだったというふうに記憶しております。この女性消防団につきましては、基本的に後方支援をメインといたしております。といいますのが、火災また災害時におきます中で、被災者もしくは避難者の方のケアのほうも当たっていただきつつ、小型動力ポンプのほうにつきましては大変、能力が高いものがございますから、小さい可搬型等の訓練は今後、していかなければならないというふうには考えております。

そして、その女性消防団が出初め式のほうにも協力していただいておりますが、年1回は県全体で女性消防団の活性化大会がございまして、その中で県内の女性消防団との意見交換、交流会も実施しつつ、その士気を少しずつ高めていただこうということで活動いたしております。

以上です。

【5番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

5番、川村 嘉彦議員。

【5番 川村 嘉彦】

今、言われたとおり防災訓練についてもほとんど非常訓練の消火栓については、よそはわかりませんが峰区の場合には女性を、男性は大体、消防上がって、大体、要領がわかってるんですね。ですから女性を対象に消火訓練を行っております。

そういった意味も含めたら、やっぱり後方支援だけではなくてそういった消火栓の扱いなり初期対応を、火災のときには訓練もすれば積極的に女性団員も募集していったらどうかというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第15号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがって、議案第15号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第9 議案第16号 美郷町債権管理条例を議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。
質疑はありませんか。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

2点ほど、お伺いします。
まず1点目、提案理由のところ、「美郷町債権管理マニュアルに基づく」という

条例であります。逆ですよ。条例があってマニュアルがなきゃあ、いかなですよ。そこらあたりをちょっとその辺のところをお聞かせいただきたい。

あと、もう一点なんです、債権というのは町の財産ですよ。これの放棄等に関しては、基本的には議会で議決する事柄であると。そこに踏み込んでいるにもかかわらず議会への説明はこの前の全協のときだけと。そのあたりも問題だと思いますが、いかがなものでしょうか。

【税務課長 後藤 充】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

税務課長。

【税務課長 後藤 充】

御指摘のとおりこの条例の提案理由につきましては、最初の条例が制定されてからのマニュアルではあります。というのが、債権管理マニュアルが町税等収納対策委員会でまだ議論されておりましたので、その条例がなかったものですから制定されてないものですから、マニュアルを先につくってたということもありましたので、先にマニュアルに基づくということを書きました。これはちょっと訂正させていただきます。

そのマニュアルがどういう、全協で説明したんですけど、やはりその他の債権、私債権についてはその根拠法令がいろいろまたがっておりますので、以前からマニュアルの検討もありましたので、先にマニュアルを決めたところです。

以上です。

【副町長 藤本 茂】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

副町長。

【副町長 藤本 茂】

このマニュアルについては借金を取るわけですね。黒田議員がおっしゃったように債権は財産であります。だから、その財産をしっかり厳正に徴収すると。これは当然、法律に基づいて、あるいは条例に基づいてきちんと取るわけですね。それからはみ出すということは考えられません。

したがって、今まで債権全部について、貸付金も含め町税効果、その他の債権ということで今回の条例の中では分けておりますけれども、それを今までは、私が会長で委員長で、それでまとめて管理をしていたわけです。ですから、その法律から逸脱したことはできないんですね。

そして、使用料条例についても使用料条例があります、ほかに。だけど、またがって各課を全体を債権として管理する条例がなかったということで、実態はその管理条例があるようにして、法律に基づいて各課それぞれ水道の使用料条例とかありますので、それに基づいてきちんと取ってたと。それを全体としてまとめたのが今回のということで、決して法律から逸脱して、そして条例で勝手なことをマニユア

ルでやってたんじゃないかということではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

それから、放棄については、これは冒頭、言いましたとおり財産でありますので簡単に放棄することはできません。したがって、これも地方自治法に基づいて議決事件でありますので、そのことに基づいてちゃんと議会がチェックするようにこの中でうたって、そして、11条だったと思うんですけども、その中でちゃんとうたっておりますので、放棄についてはこの地方自治法の議決事案の中にこの債権を放棄することは議決をしなければならないということになっております。その前提として、「特別な条例で定めるほか」ということになっておりますので、その中で位置づけた中でここにうたったということでもあります。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

時系列的にマニュアルが先にできたというのは別にしようがないと思うんですよ。

ただ、文言として、「基づく」じゃなく、この上に乗ってるんだよというのをしっかり示すべきであるというのがまず一つ。ここは何らかの形で踏まえていただければと思うんですが。

今おっしゃった11号の2、「町長は前項の規定により他の債権を放棄したときはこれを議会に報告しなければならない」と。「報告」になってるんですよ。「議決」じゃないんですよ。要は、全部が町長の専決事項になってるような形なんですよ。

例えば、何百万であろうが何円であろうがになるんですけども、そういったところも全ては議長の専決としてやって報告しますと。それは議決じゃないですよ。そういうことなんですよ。いかがですか。

【副町長 藤本 茂】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

副町長。

【副町長 藤本 茂】

先ほど、言いましたとおり地方自治法の議決事件の中に議決すること、「債権を放棄するときには議決すること」とあります。

その前に、特別な条例に基づいた場合にはその限りではないということがありますので、それを受けて報告という形をとらせていただきました。

これは、基本的にはまた総務委員会の中で詳しく論議されることだろうと思えますけども、ベースになってるのは日向市とかほかのところになっております。当然、効率的な運営ということも少しはあります。

以上です。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この債権関係の流れの中で、一番問題はすっきりしてないという部分ですっきりさせると。滞納繰越分が非常に多いと、そういう部分もあります。

それと、考えてるのは、考えてるといふか一つ、第三セクターのうちが持つてる債権を皆さんに検討してほしいという話を企画情報課からされたと思うんですけど、やっぱりそういう債権をどう処理していくかという部分を、これ、議決事項になるのか報告事項になるのかはまだわかりませんが、やっぱりこれ、議決事項じゃないかなあという気もするし。

結局、税金を放棄するという事はお金をもう要らないよという話をするわけですので、やっぱりそこ辺のものがはっきりしてなかったという部分で、やっぱりこの債権徴収、この条例自体がなかったことによる不適切な処理もあったかもしれないので、そこ辺を明確にさせるがために、こういうマニュアルが先にあったがためにこういう「基づき」と書いてありますけど、もう逆の話でありますけど、はっきりさせるといふ部分でとっていただければなあ。

この条例自体もやっぱり他町村とかいろいろなところを見て、つくってきた部分でありますので、そんなにおかしいとかそういうことはないと思います。また、その委員会の中でそちらのほうで精査していただいて、結論を出していただければなあというふうに思うところです。

以上です。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

基本的には総務委員会のほうに、総務厚生委員会のほうに付託ということになっておりますので、そちらのほうにお任せしますが、やはりもう本当、債権の額とかにもよってくると思うんですが、このままの条例を読むと、全てが町長の専決で進みますよというふうにしか読めないんですよ。

だから、じゃあ、そこをしっかりと、こういう場合はこうですよというのが書き込まれてないと条例としては若干、不適切かなというふうに思います。

それと、やっぱりそういうふうにある程度、議会の権限を奪うんですから、早い目の議員、議会に対するこういうことでもっていきますよという説明は事前から必要ではなかったかと。従前から必要ではなかったかなという点であります。

こういう条例自体が必要だというのは、私も重々、わかった上で、そういった条文の修正、追加なりが行われなければ、ちょっとこのままではまずいかなというふうに思って、見ているところです。

【副町長 藤本 茂】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

副町長。

【副町長 藤本 茂】

これはですね、まずこの債権管理条例は各課にまたがるものを全てそれぞれの各課の条例の中で動いたものを総合的に管理するためにするという事でまとめたものと。それは基本的なことだけで、12条の簡単なものでありますけども、そういったところがかぶせたということで整理しています。

あと、貸付金の場合、これちょっと具体的に出ましたけれども、例えば、地方自治法の施行規則によって当然、一般、9月議会で議決事項の中に収支に関する調書、事項別決算書というのがまず大きな枠がありますけど、それに2つ目がその実質収支に関する調書。

3つ目が、財産に関する調書というのがあったと思うんですね。9月議会で債権というところが、その財産に関する調書の中にあります。その中で、貸付金については大きいものについては、ちゃんとそこで育英資金とそれから第三セクターの貸付金については大枠のところとそういうところで管理してますので、私たちが小さくまたがって上にあげるのは、貸付金ですから当然、債権でありますので、この管理する範疇には入るけれども具体的なところではそちらのほうで管理しているので、これは決算の中で議決事項になりますので、そちらのほうで管理しておりますので、小さいところはこういったことが考えられますけれども、そう簡単に債権を放棄するということはないというだけは申し上げたいというふうに思います。

以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

ほかに質疑はありませんか。

【10番 那須 富重】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

10番 那須 富重議員。

【10番 那須 富重】

これは従来、いろいろと問題視されてきておって、今回、条例ができるということで。これができたことによって従来のやり方と違ってくると思うんですけど、どのようなところがこれから変わるというふうに考えられていますか。

【税務課長 後藤 充】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

税務課長。

【税務課長 後藤 充】

この債権管理条例につきましては、いわゆる私債権、その他の債権の法令化、根拠法令が非常にまたがっているという関係もありまして、各課のその他の債権について非常に困惑というか、長年、徴収できない債権等がありましたので、その町税等収納対策委員会の中でどうにか、そういう債権についての調査を精査をしてくれということもあったので、その債権を精査することによっていわゆる私債権、小さい債権のほうは時効が10年とかあるんですが、そういった長年、どうしてもできない債権等がありますので、それをちょっと中身を精査しながら、簡単に放棄することはないのですが、そこ辺を精査してスムーズに対策、いわゆる債権回収に努めて財源確保をします。不適切なことはいませんが、そういったことを進めながら事務処理等、適正に進めるということで、今後、委員会の中で細かく精査していきたいと考えております。

【10番 那須 富重】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

10番 那須 富重議員。

【10番 那須 富重】

従来、なかなか取り立てという部分が、「取り立て」と言っているのかどうかわかりませんが、そういうことをやってきたけどなかなかできなかったというのが、これを制定をすることによって新たな部分でノウハウがわかってきたというふうに解釈していいわけですか。

【副町長 藤本 茂】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

副町長。

【副町長 藤本 茂】

基本的には、今まで取り組んできたことについては変わらないと思います。

それよりも、ただ、職員がこの条例に基づいてお互いに今までは本当はそういう債権管理という町の全体の債権として一緒にしていたのは実態としてはあるんですね。だけど、管理条例として一つの基本的な事項、方向性をまたがる、法律に基づいてはやってたけど、だけど実際は条例化されてなかったということで、今度は全体として今までの委員会として。委員会というのは、庁内の取り組み、課長クラスで委員会をつくってますけども、その取り組みの裏づけとなる法的な裏づけを条例化したというところで、まず1点、理解していただきたいと思います。

それから、加えて27年度が1億300万円くらいあったと思います。これ、収入未済額が。平成28年が1億500万円くらいあったと思います。29年度が8,600万円くらい、そして今回、皆さん方にお示ししたのが7,000万円という

ことで、具体的には非常に職員は頑張ってます。本当に、皆さん方にはスクールバスの寄附金を債権として一応、出してますけれども、それを合わせても7,000万円くらいで。それを引くと、収入未済額で決算状況に今の段階で出すと6,000台になったと思います。それくらい実態は皆さん、職員が頑張ってるので、そういったところの本当の裏づけを今回の条例化したということで、御理解いただきたいと思います。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

ただいま議題となっています議案第16号 美郷町債権管理条例については、総務厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 美郷町債権管理条例については、総務厚生常任委員会に付託することに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第10 議案第17号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第17号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、議案第17号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第11 議案第18号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第18号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、議案第18号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第12 議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑はありませんか。

【3番 山田 恭一郎】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

3番、山田 恭一郎議員。

【3番 山田 恭一郎】

農地利用最適化交付金というものが320万円支給されてます。この交付金はいつまで交付されるのかどうか、それを充て込んでからの農業委員さんの手当ということになると思うんですが、そこ辺が、この手当が、交付金がなくなったときには手当は下げるのだろうか、それが1点。

それから、この金額ですけども、会長の場合は3万3,700円プラスアルファというか、出るということがあるんですが、ほかの役員さん、例えば、教育委員さん、そのあたりの手当との整合性はどうか皆さん、とっていかれるのか、そこ辺をお聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。

【農林振興課長 藤本 政春】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

農林振興課長。

【農林振興課長 藤本 政春】

この交付金につきましては、提案理由の説明の中にもありましたが、平成27年に法改正ということで新体制になっております。

ここにつきましては、まだ今のところすぐになくなるというようなことでもあり

ません。基本的にこの交付金につきましては、実績に応じたものの単価ということで、当初から実際は交付金自体ありまして、それに対して農業委員なり推進委員の方々たちの地域性とかによりまして、その実績がある程度、異なってくるのが予測されましたので、この交付には至っておりませんで、今回、また国もそういった委員さんの報酬等が低いということ懸念されての法律の制定ということになりました、実際には年度の実績に応じて交付金申請をして、年度全体での実績に合わせて交付金が出るということですので、その交付された金額を実績の時間数で割りまして、それを単価として今度は個人の実績、時間数に合わせて交付するということがあります。

以上です。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

特別職の職員で非常勤のものということで、その範疇をつくれればいろいろな形の委員さんがいますけど、これとその委員さんの部分とまたいろいろな委員さんの部分が連動するというようなことではなくて、ただ国がその実績に応じてという部分でこうしなさいよという話の中で、ほかの委員さんは月額とかそういう形でしっかりした手当という部分で報酬を出してるとお思いますので、それに対する云々という部分はないというふうに思っておるところであります。

【3番 山田 恭一郎】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

3番、山田 恭一郎議員。

【3番 山田 恭一郎】

そういうことで、とりあえず仕事量の手当というふうに解釈すればそうなんですが、それならば教育委員、私、経験あるんですが、委員長で年間60日以上、それから一般の教育委員さんでも40日は最低、出てるというふうに考えます。そこ辺がどうなのかなというのがちょっと疑問がありましたので、今、手を挙げたところです。

終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがって、議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第13 議案第21号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第21号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがって、議案第21号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第14 議案第22号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

この現地の建物ですが、私たち議員も現地を見ております。土壌というか地盤自体に問題があって、教職員住宅としての使用を中止したというのを記憶してはるんですが、その後、何か補修工事をしたような予算も余りちゃんと見てないんですが、このまま町営住宅として貸し出して大丈夫なのかという点をお伺いしたいと思いません。

【建設課長 木原 浩一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

建設課長。

【建設課長 木原 浩一】

まず、現地につきましては確かに地盤が沈下しております。住宅自体はそんなに影響はありませんでした。ですから、住宅は優良住宅ということで、私たちは位置づけております。そのまま町営住宅のほうに今回、移管をしてもらったんですが、その地盤が沈下している部分についての応急的な工事を今、発注しております。これは予備費のほうを充用させていただきまして、現在、発注をしているところです。そういうことです。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

応急的なところはやると。建物自体が要は下がってきて、もう中も戸が開かなかったりとかそういうことがいろいろあってたていうところも聞いてたんですね。だから、建屋の中も、もちろんするのかという点と、要は原因が下に谷か何か流れてるっちゃんないかということだったので、応急的なところだけでは恐らくだめだろうというふうには思うんですが、その後の工事の計画はあるんでしょうか。

【建設課長 木原 浩一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

建設課長。

【建設課長 木原 浩一】

まず、地盤沈下で家屋に影響があるかという部分なんですけど、まず、風呂のほうに壁がタイルが剥がれているという状況があります。それから、周りの犬走の部分で沈下した部分もあります。それから、そこに温水のボイラーも置いておるんですけど、それも傾いているという状況がありますが、その他については生活を営む上では余り影響がないようであります。今回の補修でそこらをしっかり直していきます。

それから、今後、その地盤が沈下するかどうかというのも、今回やっぱり検証していくのが必要だと思っております。ですから、今回の応急工事につきましては、まず沈下している部分に砕石を入れまして、しばらくそれで様子を見たいと考えております。

ただ、生活をする上では特に問題はありませんので、入居のほうの募集は行っていきたいということで考えております。

以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

【4番 川村 義幸】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

4番 川村 義幸議員。

【4番 川村 義幸】

今、黒田議員が言われたように、水が原因で多分、沈下していると思うんですが、その辺の調査というのはちゃんとしてあるんですか。

【建設課長 木原 浩一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

建設課長。

【建設課長 木原 浩一】

昔の図面を見てみますと、ちょうど沈下している部分に何か水路が走っているような図面がございました。それのつけかえをやったのが一つの影響かなというぐあいには考えておるんですが、それにつきましてはちょっとわからないので、先ほど言いましたように、まず沈下しているところに碎石を入れまして、今後、状況を把握していきたいと。

ただ、沈下してから、あんな状況になってから動きがないようなんですね。ですから、多分、影響はないんじゃないかなとは考えているところです。ですから、動いているわけではないですね、現在。

以上です。

【4番 川村 義幸】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

4番 川村 義幸議員。

【4番 川村 義幸】

動いてなければ大丈夫かと思うんですが、今後また大水と大雨等が出た場合に、その辺が大丈夫なのか心配があります。

また、これから賃貸で出して入居された時点で、そういう状況がまた生まれたときに、また入居された人が困るかなあという懸念もありますので、また時間を見ましてちゃんと地盤を、本当に大丈夫なのかというのを調査をしてもらったほうがいいかなと思いますので、その辺、お願いして終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第22号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがって、議案第22号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第15 議案第23号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。
質疑はありませんか。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番 森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

今回この美郷町公の施設条例の一部を改正する条例の説明を全協で少し受けて、私の聞き間違いであれば申しわけないんですが、そのときの説明が、「若宮、島戸の

神楽伝承館に関してはほとんど今は地元で管理がされているので、これで公の施設の内容を削除する」というような説明がありました。言いましたように、もし私が聞き間違えたら失礼なんです。ということであれば、2つを削除して、美郷町西郷伝承館、芸能伝習館というのは地元の管理が行き届いてないからそのまま置くということでしょうか。

【教育課長 小田 広美】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

教育課長。

【教育課長 小田 広美】

お答えをいたします。

若宮神楽伝承館につきましては平成7年、それから島戸神楽伝承館につきましては平成11年に国・県補助金を活用しまして建設をしております。

それで、伝統芸能伝習館につきましては、町の使用料をちゃんと徴収しまして光熱水費ともに支出をしております。それにつきましては使用料の徴収条例にも記載をさせていただいております。

あと2カ所の分につきましては、今回、利用申請や使用料の発生をしてない現状、それから、先般も私が申し上げましたとおり地域の裁量におきまして自由に、そして有効に活用がされているということで、今回、削除ということにさせていただいております。

それから、補助金につきましては、保存会につきましてはまた別に若宮も島戸のほうも保存会につきましては5万円、5万円ほどと太鼓修繕の28万4,800円ということで30万円ほどを保存会に補助金が支出されているところでございます。

以上です。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番 森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

わかりました。

しかし、この伝承館の目的、それはそういう管理上の問題じゃなくて、ここに書いてありますね、「郷土の伝統文化を保存・継承し、都市と山村住宅及び高齢者と若者ふれあい交流を促進し、地域の活性化と文化の向上を図る」というふうに書いてありますので、今の説明ではこれと相矛盾しているところが少しあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

【教育課長 小田 広美】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

教育課長。

【教育課長 小田 広美】

ただいま町のほうといたしましても公共施設管理計画ということで、それののっ
とって今のこういう公共施設のすみ分けというかそういうものをやっております。

その中で、先ほど、私が申しましたとおり伝統芸能伝習館につきましては以前よ
り建設当時からずっと使用料等を取ってやっている建物でございまして、そのほか
の2つにつきましては、地区のほうが保存というか、施設を維持してるということ
でありますので、今回は削除させていただくということで上げさせていただいてお
ります。

以上です。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番 森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

わかりましたがね、何回も言うように、やっぱり郷土の伝統文化の保存継承とい
うのは奥の深さというものをある程度、物とかいろいろな形で比較することはでき
ないと思うんですよ。私自身はこの歴史の重みがやっぱりこの奥の深さだというふ
うに考えている。その拠点が、やはり公の施設として指定されたこういう伝承館が
一つの礎になってるといふふうに思いますから、そういう意見を出してみたんです
が、これについては町長、どう考えますか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃるとおりかなあと思っております。

この伝承館にかかわりましたのは覚えがあります。もとはあそこは島戸神社とい
うことで、神社が古くなったからどうかしてくれんかという話で、時の21村づく
り事業で神社をつくりますわということで県にもっていったって、こりゃあ問題だ
ろうということで、何にするかという話で伝承館なら何とかなるんじゃないかとい
う部分で、ほんなら伝承館を建てますのでということで許可をいただいて、そっく
り同じような神社をつくったと。神社をつくったというか、建物をつくったとい
うだけの話なんですけど、神様の住むところはそこの地域の人たちが浄財を出してち
ゃんと区別をしたと。

ですので、あそこの看板は二枚看板といたらいかんけど、島戸神社という神社
とはね繰り返せば21世紀村づくり事業、その2つの看板でやってきたという部

分があります。

そういういきさつの中で、やっぱりその伝承館は伝承館だという部分で、ただ、その峰の伝承館と違うのは、それぞれの地域が非常に保存伝承のために利活用してしっかり守っていると。公の施設に上げておく理由がそんなにないという判断の中で、そういう形をとったと。本当は公の施設であっても外してもそんなに位置づけ的なものは変わらないんじゃないかなあという気はしています。

そこが傷めば、やっぱり伝承館ということで保存伝承する場所ですので、そこはやっぱりこちらのほうの規定にのっとって、やっぱり修復とかそういう部分が出てくる可能性はあるのかなあというふうに思っておるところではありますが、やっぱり伝承館は伝承館という位置づけの中で、この公の施設からは少しその地域がしっかりしてるという部分はありますので、町がお金を出してどうのこうの今までのことはありませんので、若宮もそうなんですけど、そういう形をとらせていただきたいという話であります。

以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番 森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

余りくどくど言って大変、失礼なんですけど、私自身、この地域、島戸地区もですが若宮地区も。小さい集落ながら全員で先代が守ってきた受け継いできた神楽を守り、それが認められ伝承館という名前でのいろいろな補助金をいただいて、今、町長が言われたように作り上げてきたわけですよ。

それで、私たちも現在でも定期的にこの保存会を組織をし、そういう神楽等の練習を重ねて今日に来たわけでございます。それで祭りや行事、いろいろな点で年間、相当、やっぱり練習もし、そこで使わせていただいております。それは伝承館というものが礎があるからだというふうに私は思うんですよ。

そういう文化伝統ということで言わせてもらおうと、いつも私、諸塚村を例に挙げて悪いわけですが、諸塚村の中腹に荒谷小学校というのがありますよね。あれは本当に山の中ですが、それでも学校が存続するわけですよ。なぜそこにそういう子

供がおるかというのは、あそこにも宮崎県でも有名な夜神楽があります。あその神楽は少々、変わってしまっていて、一部、立派な神楽は世襲制度があって、その家でしか受け継がれないという神楽なんですよね。そういうことで後継者は必ず帰って神楽を伝承したいということで帰ってくる人が多いそうですね。それで、非常にそういう移住定住対策に役立たせていただいているというふうに聞くわけでございます。

そこで、私たちもそれを考えますと、やはりそういう練習を始めてから今まで私たちが夜神楽というのがあったんですよね。ところが人がいないものですからだんだんやめてきて、それでも諸塚村の一部の方々と共同で夜神楽を守ってきました。それ以上、減少したものですから、とうとう夜神楽ができず今は昼間だけ数時間で終わっているわけですよね。

しかし、この中に若い者が3人、神楽をやりたいということで入ってきたわけですよね。そして、一緒にやっております。やっぱりそれはこういう伝承館という素晴らしいものをつくっていただいたおかげだと、私は町に対して非常に感謝しているんですよね。だからできればそういう若い者がああいう山の中に帰ってこないのに、やっぱり神楽をするから帰ってくるというのは、これは伝承館の重みということがあると思いますので、私はやはりそういう文化芸能を守る地域の1人として反対討論とさせていただきます。

【議長 甲斐 秀徳】

ほかに討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第23号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

【議長 甲斐 秀徳】

起立多数であります。

したがって、議案第23号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

ここで、10分間の休憩とします。

2時10分から行います。

(休憩：午後 2時00分)

(再開：午後 2時10分)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第16 議案第24号 平成30年度美郷町一般会計補正予算(第6号)を議題とし、質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

質疑を許します。
質疑はありませんか。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

3点ほどお伺いします。

まず、国の今回の補正を見ると、国土強靱化のほうの補正がかなり大きく出ておりました。農林水産建設関係いろいろ出ておりましたが、そういったものは今回の補正ではなく当初予算のほうで反映してるのかなというふうにも思うんですが、そこを確認させてください。

それと、気になったのが地域おこし協力隊が4人のところを2人分の採用しかなかったということになっておりますが、どういった部門の方だったのか。

そして、募集をかけたのが来なかったということなのか、それとも募集自体を取りやめていたのかという点をお願いいたします。

それと、これは全体的な話なんですけど、2億6,000万円余りの減額なんですけれども、もちろん収入のほう、歳入のほうの絡みがあるのは承知の上なんですけれども、2億6,000万円のうち、例えば、もっと当初予算を組んだりした場合に、我慢していた部分に関して振り返ることができなかったのかなというふうにも思うんですが、その3つをお伺いします。

【建設課長 木原 浩一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

建設課長。

【建設課長 木原 浩一】

まず、今回の補正につきましては国土強靱化に関する予算については何も反映は

しておりません。これまでの事業関係の確定による減額ということで御理解いただきたいと思っております。

また、新年度予算につきましても、この国土強靱化に関する予算は該当するものはありません。

以上です。

【企画情報課長 下田 光】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

企画情報課長。

【企画情報課長 下田 光】

地域おこし協力隊についてですけれども、平成30年度の予算措置につきましては3名と3カ月、昨年から引き続いて3カ年目の、その分を予算措置しております。

内訳といたしましては、観光推進の部分で2名、それから渡川を盛り上げる地域おこし協力隊ということで、その3名でありますけれども。常時、募集はやっておりましたけれども、なかなか応募がないということで、先日、渡川の地域おこし協力隊のほうに2名の応募があって面接も行ったところですが、1名が辞退され、その1名が福岡からわざわざこちらに来られたんですけれども、その選任に当たって、面接に当たって、渡川のメンバーの方も2名、入っていただて、副町長、私、補佐と入って面接をしたんですけれども、最終的には渡川の未来塾の方にお任せしたんですが、やっぱり要望に沿えなかったということで、そこは選任できませんでした。

以上であります。

【税務課長 後藤 充】

補正予算の中で説明資料の4ページが農林水産業費の地籍調査事業がございます。これは平成30年度の第2次補正の追加が来まして、社会資本整備総合交付金対象ですけど、30年度も減額があったものですからやってくれないだろうかという県からの要望がありまして、中渡川の4、中の原屋形原の1.35平方キロを一応、繰り越しでやりたいということで半年を目途に繰越予算でやるということで今回、上げました。

以上です。

【総務課長 小野 圭一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務課長。

【総務課長 小野 圭一】

今回、3月補正の中の総額としまして補正額2億6,000万円強ということで、まだほかにやるべきことがあったのではないかと、やってもよかったんじゃないか

という御意見だったというふうに思っております。

予算は、基本的に歳出ベースの中で財源を確保してまいります、予算総計主義、単年度主義の中で、補正に絡む部分として各課のほうで精算した中での基本的に執行残の積み上げがあるということでございます。

事項別明細書ではなく総括書の中の7ページを見ていただきますとわかりますように、一番大きなものが土木費の6,000万円が減額ですね。これを計画の変更、事業量の確定、それから災害復旧費なんかにつきましても次年度繰り越しの部分もありますので、また新年度の中で当初予算は既に編成してございますから、補正また地元の要望等に対応していくという財源を確保しつつ対応していくというような形の対応でさせていただいております。

以上です。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

国土強靱化のほうでは私が一番、興味があるのは、河川の土砂しゅんせつというのがかなり大きくつくというのを聞いていて、県としても動かしたいという話があったものですから、例えばだから、となると、対応としてはもう6月補正以後の、もしうちがそれに対していろいろ動く場合には、一番は土捨て場の確保とかそういったことで動く場合にはもう6月補正以降ということになってくるのかなあとも思うので、ちょっとそこをもう一回、お願いします。

地域おこし協力隊はわかりました。

渡川のほうはやはり欲しいんでしょうと思うんですが、今後の募集についてはどうしていくのかという点をお伺いします。

もちろん歳出ベースで考えていって、それに関しての歳入があるということも重々わかっているんですが、何か早期に実現してほしい要求があったこととかというのは、できたらもう一度、見直していただいて何か予算措置、小さい額とは言わないけどそういったものでももう少し対応できたものもあるのかなというふうにも思ったりすることもあるものですから、もう今年度はこれであれですけれども、次年度以降またいろいろと精査していただけたらと思います。

国土強靱化と地域おこし、お願いします。

【建設課長 木原 浩一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

建設課長。

【建設課長 木原 浩一】

黒田議員がおっしゃいますように今回、河川の土砂の撤去ということで、大体、日向土木事務所管内一円で7億円ほどの予算がついております。主にやっぱりこの

小丸川、五十鈴川等が対象になってくると思います。

土木のほうからも現在いろいろ話がありまして、この小丸川、五十鈴川の土砂の撤去をしたいということでそういう話が来ております。一番、ここで問題になってきますのが、土捨て場の確保ということで、今、土捨て場のそういう候補地を当たっているところです。今後、それに対して町が予算措置をして何らかの対策をするかというのがまだ今、未定の状況なので、何かすることになれば、確かに6月補正くらいになるかなと考えているところです。

以上です。

【企画情報課長 下田 光】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

企画情報課長。

【企画情報課長 下田 光】

地域おこし協力隊につきましては、新年度で継続任用で1名、観光協会の運営隊員ということで1名、それから新規ということで引き続いて渡川の集落を盛り上げ隊ということで1名と観光推進隊で1名、継続して募集をしていく予定でございます。

企画情報課では以上ですけれども、製炭のほうでも2名の継続を予算措置しているところでございます。

以上です。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

地域おこし協力隊、了解しました。ぜひ、うまく募集をかけて、私たちもぜひ協力していきたいと思っておりますので、確保していきたいものだというふうに思っております。

土砂しゅんせつですが、確認なんですけど、補正は要は実質は平成31年度いっぱいくらいで消化すればいいんですよという話。というのが、河川の土砂を上げるのに夏場の水が多いときに上げられたってほぼ取れないので、もう水が乾いてからじゃないとあんまり上がらんがなあとも思うもんじゃからですね、大体、年度内で消化すればいいんですよという確認をさせてください。

【建設課長 木原 浩一】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

建設課長。

【建設課長 木原 浩一】

まず、確かに議員が言われますように出水期の6月から10月については当然、河川の土砂の撤去はできない。そういう事業もやっておりませんので、その後になると思います。ですから多分、繰り越しということで事業は進めていくのではないかなと思っております。

ただ、詳細については土木のほうから話はまだ聞いてませんので。
以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

ほかに質疑はありませんか。

【7番 富井 裕瑞】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

7番、富井 裕瑞議員。

【7番 富井 裕瑞】

歳入のところで14ページです。

公有林、一度、売ったということで面積ですね。

それから、何の木を売ったのかということと、その下に土地売却収入というのがありますけれども、それはどこかなあと思って。

それから、ふるさと寄附金がふえてますね。そこら辺、何が好調だったのかなということ、3,652万円ですかね、何が好調だったのかということをお伺いしたいということです。

それから、歳出のほうで31ページですね、農業担い手と280万7,000円が減ってるということですが、何なのかということ。

それから、新規就農者の給付金が180万4,000円が減ってるということと、それから、32ページの繁殖メス牛導入事業補助金が782万円ということは主に何が原因だったのかなあということでお尋ねしたいというふうに思います。

【農林振興課長 藤本 政春】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

農林振興課長。

【農林振興課長 藤本 政春】

まず最初に出ました歳入の件でお答えしたいと思います。

14ページの公有林の立木売り払いにつきましては、昨年、山火事で焼失しました町有林、あそこの町有林分とその下の(2)の県行造林分ということになります。

面積等につきましては、ちょっと今、数字がありませんので、お願いしたいと思います。

なお、繁殖メス牛の件につきましては、若干の価格の差額分もトータル的にあり

まして、それと、見込み数が若干、多かった分が減額の要因であります。

数の変動につきましては、昨年、多頭農家をクラスター事業で緊急に増頭した件も若干、影響しているものと思われれます。

以上です。

【企画情報課長 下田 光】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

企画情報課長。

【企画情報課長 下田 光】

ふるさと納税の件についてですけれども、昨年度、以前から議会のほうからもいろいろ指摘をされまして、平成30年度はかなり力を入れたところがございます。プロモーションから一括代行していただく業者を以前はふるさとチョイスとかサイネックスさんとかお願いしてたんですけれども、さとふるさん、大手のさとふるという一括代行していただく業者があって、そこをお願いをしたところ、そこからの申し込みも急激にふえましてこのような数字になったところがございます。

返礼品につきましても充実させまして、その中で一番、伸びたのが宮崎牛、これがかかなり新年度登録してふえてきたところがございます。それに合わせて、ウナギ。ウナギと宮崎牛で大体、8割くらいを占めてるんじゃないでしょうか。そういう相乗効果もあって、そのほかの例えば、宇納間地鶏とかほかの返礼品も影響があって伸びてきたという経緯がございますので、報告させていただきます。

以上です。

【農林振興課長 藤本 政春】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

農林振興課長。

【農林振興課長 藤本 政春】

済みません、1点、土地の売り払い収入の件ですけど、これは西郷の原良の土地の売り払い収入で上げさせていただいております。

担い手の件につきましては、1人、これは基本的に予算計上した時点で見込みの方を1名、上げております。その方がなかったということでの減額と、あと、国の補助に乗ったということで町単分の担い手対策部分が減額ということになっております。

以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

暫時休憩します。

(休憩：午後 2時25分)

(再開：午後 2時26分)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩を解き、会議を再開します。

【7番 富井 裕瑞】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

7番、富井 裕瑞議員。

【7番 富井 裕瑞】

わかりました。

それから、ふるさと納税の返礼品、さとふるさんということでございますけれども、今後、今度ジビエをしますね。今、肉が主流でウナギとかが上がったということでもありますから、そこいら辺でもジビエも考えてるわけですね。

【企画情報課長 下田 光】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

企画情報課長。

【企画情報課長 下田 光】

新年度からはこの部分については政策推進室というところで進めていくということになりますので、その辺のところはまた引き継ぎながら新たな返礼品の開発もしていきたいと思っているところでございます。

もちろん、ジビエとかそういう部分も入れていきたいと思っているところでございます。

以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

ほか、質疑はありませんか。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番、森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

今、富井議員が少し補足が足りなかったようで確認したいんですが、先ほどの14ページの公有林立木売り払い収入、時々、物すごい面積の割には少ない売り上げで私たちも調査に行ったこともあるんですが。

実は、私、県行造林地の監視人というのをやっていて、この前、振興局に呼ばれ

て、ちょっと椎葉のほうを調べてみたら、10町歩を間伐をして700万円の収入が間伐であってわけですよ。補助金も入れてですが。だから、もしこの金額が果たしてどれだけの面積で、これ、全伐でしょうから、あるものかなあという確認で、もしよかったら後でそういう資料をいただけたらいいかなというふうに考えております。

それともう一点は、その下に高校生スクールバス運営協議会の寄附金という、これは寄附金という名前でスクールバスの代金を取ってるから寄附金だったのですがね。これ、ちょっとどういような見方をしたらいいのかなと思ったんですが、この130万円のマイナスの分を。これちょっと説明を聞けたらお願いいたします。

【教育課長 小田 広美】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

教育課長。

【教育課長 小田 広美】

高校生スクールバスの運営協議会寄附金の件なんですが、当初は一応、入学生とかの見込みで12カ月分、480万円ほど組んでおりました。

ただ、現在、23名ほどがこのバスを利用してるんですけども、見込みということで10名ほど多く組んでいたもんですから、その分が今回、130万円ほど減額となっております。

以上です。

【8番 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

8番、森田 久寛議員。

【8番 森田 久寛】

遠回しに言ったんですが、ということはあれですね、支払いが滞っているという意味合いは一つもないということですね、これ、130万円については。

【教育課長 小田 広美】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

教育課長。

【教育課長 小田 広美】

滞納は以前からの分でちょっと残っている部分もございます。

今回、この480万円がこのバスの寄附金として1人1万3,000円ほどになってるんですが、その分の金額ということで480万円、12カ月分を組んで、その残額です。結局、それだけ見込んでいたほど生徒が乗らなかったというか、見

込んでいたほど生徒が集まらなかったということです。
以上です。

【 8 番 森田 久寛 】
議長。

【議長 甲斐 秀徳】
8 番、森田 久寛 議員。

【 8 番 森田 久寛 】
確認します。
要するに、滞納はなかったということですね。

【教育課長 小田 広美】
議長。

【議長 甲斐 秀徳】
教育課長。

【教育課長 小田 広美】
今のところは現年度については滞納はなかったということでございます。
以上です。

【農林振興課長 藤本 政春】
議長。

【議長 甲斐 秀徳】
農林振興課長。

【農林振興課長 藤本 政春】
先ほどありました資料につきましては、後ほど、提出させていただきます。よろしいでしょうか。

【 8 番 森田 久寛 】
はい。

【議長 甲斐 秀徳】
ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】
質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第24号 平成30年度美郷町一般会計補正予算(第6号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、議案第24号 平成30年度美郷町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第17	議案第25号	平成30年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第18	議案第26号	平成30年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第19	議案第27号	平成30年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
日程第20	議案第28号	平成30年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第21	議案第29号	平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
日程第22	議案第30号	平成30年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)
日程第23	議案第31号	平成30年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

議案第25号から議案第31号までの7件を一括議題として、一括質疑を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがいまして、7件を一括して質疑を行うことに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、7件を一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

議案第25号から議案第31号までの7件を一括して討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがいまして、7件を一括して討論を行うことに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、7件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、議案第25号 平成30年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、議案第25号 平成30年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

続きまして、議案第26号 平成30年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、議案第26号 平成30年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

続きまして、議案第27号 平成30年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、議案第27号 平成30年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

続きまして、議案第28号 平成30年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、議案第28号 平成30年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

続きまして、議案第29号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、議案第29号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

続きまして、議案第30号 平成30年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、議案第30号 平成30年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

続きまして、議案第31号 平成30年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、議案第31号 平成30年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 甲斐 秀徳】

ここで、5分間の休憩をとります。

45分から。

（休憩：午後 2時40分）

（再開：午後 2時45分）

【議長 甲斐 秀徳】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第24	議案第5号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第25	議案第6号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第26	議案第7号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第27	議案第8号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第28	議案第9号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第29	議案第19号	美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第30	議案第32号	平成31年度美郷町一般会計予算
日程第31	議案第33号	平成31年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第32	議案第34号	平成31年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第33	議案第35号	平成31年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第34	議案第36号	平成31年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
日程第35	議案第37号	平成31年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第36	議案第38号	平成31年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第37	議案第39号	平成31年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

議案第5号から議案第9号、議案第19号、議案第32から議案第39号までの14件を一括議題とし、町長に対する総括質疑としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがいまして、14件は町長に対する総括質疑とします。
これから、町長に対する総括質疑を行います

【議長 甲斐 秀徳】

通告順に質疑を行います。

通告順に質疑を許します。

まず最初に、9番、園田 義彦議員の質疑を許可します。

【9番 園田 義彦】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

9番、園田 義彦議員。

【9番 園田 義彦】

それでは、1点だけ、連休中の行政対応についてということで質疑を行います。

施政方針の中の思いやりのまちづくり、また安心な暮らしづくりの観点からの質疑であります。4月27日から5月6日まで十日間の連休となっておりますが、町民への行政サービスの低下は最小限であることが望まれます。

行政の窓口、子育て支援、児童クラブとか保育園など、また病院の診療体制、救急業務等の対応についての考え方を求めたいと思います。

また、これは新聞の報道ですけど、長過ぎる休日とか、それこそ言い方はちょっと悪いですけど、日雇い制の労働者の方々は当然、収入減になるということで困惑などの報道もされております。

町長、このあたり何か思いでもあれば、お聞かせを願いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるように十連休ということで気になっているところではあります。通常であれば中三日間くらいが通常勤務ということで、前が三日間、後が四日間くらいで七日間くらいの連休ということでありますが、今度はその十連休と。

今までに年末年始を入れてもそういう長きにわたっての休みというかそういうものはなかったと。いろいろな問題が、問題というか対応なんですけど、それがどうかという質問であります。住民に直接、関係するサービスとしては、期間中に戸籍謄本、抄本、住民票の交付、税等の各種証明書の交付、保育所の開所や幼稚園の開園、児童クラブ、死亡届や出生届、歯科診療所や診療所や病院の受診、救急業務、道路の異常の通報等があります。

まず、役場での行政窓口としては戸籍届け出、死亡・出生は守衛室で預かり、埋葬、霊園許可は発行しますが、戸籍証明、住民票交付、住民異動届、税証明は対応しておりません。

窓口対応の基本となる新元号に対する行政システムの変更は現在、テスト中であり、新元号が発表される4月1日以降に再度、テストと本番に向け休日における作業を実施してまいります。

また、ごみ収集では可燃ごみは通常どおり週2回収集実施、資源ごみは収集しませんが、ごみ持ち込み5月5日、日曜日に町内3カ所の集積所で受け付けます。納税関係では、軽自動車税、固定資産税の納期が例年4月末ですが、本年の納期は5月7日、火曜日といたします。施設としましては保育所と児童クラブは4月27日は希望者のみ対応しますが、幼稚園と放課後子供教室は実施いたしません。歯科診療所と町立国保病院と診療所は休診となりますが、病院診療所の急患は対応いたします。なお、診察と薬の処方は事前に相談に応じます。

町道等の道路の異常については維持管理業者との連絡体制表により緊急時の体制をとります。また、国・県道であれば日向土木事務所へ連絡をいたします。

このたびの十連休については、住民の方々及び関係者に事前にお知らせ、協力を依頼したいと思っております。

こういう形で今は考えてるんですけど、やっぱり窓口対応ということではいろいろな形が行われると。まだ先のことでありますので、例えば、その三日間のどこかで午前中受け付けとかやっぱりそういうことをしていくべきではなかろうかというふうに思うところであります。

また、近隣町村もどういう形をとりますかという部分もお聞きして、余りかけ離れた部分がないように対応していきたいというふうに思っております。

簡単に十連休といいますけど、本当に長いかなという部分でことしが初めてというか、ことしに限ってということではありますが、やっぱり天皇さんが4月30日に譲位され、そして皇太子が即位ということでおめでたいことではありますけど、国が決めたことで粛々とやっていく必要があるとは思いますが、議員がおっしゃいますように、その間の行政対応はしっかりとしていかなければならないと。言いますようにまだ時間が少しありますので、その中で煮詰めたいと思っております。

以上です。

【9番 園田 義彦】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

9番、園田 義彦議員。

【9番 園田 義彦】

昨年もだったんですけど、昨年は三日休みで二日、中が業務で、あと四日という形だったんですね。ことしはもう十連休、ですからちょっとどうかと思っております。

窓口業務に関しては出生とか死亡は従来どおりだと思っておりますけど、そんなに困るという人はないとは思いますが。

ただ、突発的な相談事があった場合、何か対応してほしいなということが一つ。

それと、ちょっと保育所関係がわからなかったんですけど、休みでない保護者が預け入れ先がなくて、もう仕事はあるんだけど休まざるを得ないかなというそのあたりの考え。

病院関係が日直、宿直だったんですかね、ちょっとそこあたりももう一回。救急搬送はもう恐らく救急搬送は変わりはないと思うんですけど、火災とかあれがもしあった場合、職員がいないときにどういうあれになるのかなあという思いがありますので、ちょっとそのあたりがもし何か思いつきでもいいんですけど、お願いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろなことを想定すれば切りがありませんけど、火災の場合はやっぱり主任のほうに行って総務課長のほうに来るといって各消防団の組織がしっかりしてますので、その中でいろいろなことがあれば招集がかかっていくということで、そういうことがないことが一番いいということで、日ごろから火を出さないということでそういうことで気持ちを引き締めてほしいなというふうに思います。

やっぱり何が起こるかというか十連休になって帰ってくる人がおるかもしれませんという話ですよ。やっぱりこちらのほうに帰省すると、ついでに今まで帰れなかったから十日間もあればという話で、そうするといろいろな窓口というかそこ辺でこういう書類が必要になるといって方もおられると思いますので、そういう部分はある程度、対応していきたいと。

保育所とかいろいろな形でどのくらい弊害というか、それが出てくるのかちょっと調べてみたいと。1人のために全部、開くという話でもなかなか、働き方改革もやっぱり役場職員も同じかなという部分で同じルールに乗せれば、ですのでやっぱりそこ辺も考えながら対応していくことができればなど。

でも、住民の福祉の向上という話の中での地方公務員とすれば、やっぱりある程度、自分たちの仕事ということややるべきことはやらないといかんというふうに思っておりますので、先ほども言いましたように、もう少し期間の中で対応したいと、計画をつくりたいというふうに思うところであります。

今さっきも言いましたけど、保育所と児童クラブ、4月27日は希望者のみ対応しますということで、病院、診療所の急患は対応する、これは当たり前の話ですけど、結局、そういう部分でこれで大丈夫かという部分を1回ちょっと関係者と話して、ほならという部分であれば、こういう形で進みたいし、もう少しこうしなければいけないのではなかろうかということになれば、ちょっと変えて、広報は間に合いませんので防災無線なりでいろいろな形で周知徹底していきたいというふうに思うところであります。

【9番 園田 義彦】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

9番、園田 義彦議員。

【9番 園田 義彦】

決まっております休日ですから本当、無理は言えないんですけど、せめて最低、救急の対応とかは万全にしてほしいと。平日も当然ですが、このようなときの安心な優しい町政も願いたいと思っております。今度の組織再編の直後ですので、そこ辺のあたりもできる限り慎重にしっかりお願いしたいなあと。

災害時、救急、搬送はできると思うんですけど、火災とかそういう場合も当番というか、そこをしておかないと、職員の方もそれぞれやっぱり予定もあると思うんですよね。丸々その十日間、縛るといってわけにもいけないと思うので、そのあたりの対応もぜひお願いしたいと。

町長が言われましたように町民、ここはこうしますよという連絡というか周知を早目をお願いしておけば少しは安心かなあと思っております。

以上です。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おっしゃるとおり周知徹底をさせたいというふうに思っております。

消防団員の方々にはその十日間、昔、どこに行くかという部分を出させて行き先を把握してたという部分がありますので、やっぱりそういう部分をとって旅行にどこかに行ってるとかそういうものを。ほならうちの本部員がどれだけその日に残っているのかとか、やっぱりそういう部分も把握をしておく必要もあるのかなと、長丁場になれば、そういうことも含めて考えたいなというふうには思っております。

【議長 甲斐 秀徳】

次に、6番、黒田 仁志議員の質疑を許可します。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

済みません、私は4点ほど、お伺いしたいと思います。

予算全体的な考え方であること、また課を横断するようなことについて、あえて聞かせていただきたいと思っております。

まず、ICT化推進についてなんですが、前回、一般質問でも行ったように、もう今、情報化社会がもう通り過ぎようとしているくらい情報が飛び交っていると、情報というか通信手段が複雑化しております。

その中で、W i - f i というものが非常に重要な位置を占めているということでお話ししたつもりがあるんですけど、お試し滞在施設自体にW i - f i の環境がないとい

うことでありまして、予算の中にも組み込まれてないということで、これは早急につけていく必要があると思うんですが、お考えを伺いたしたいと思います。

また、Free Wi-fi Spotというものがあります。これは観光地なんかで、美郷Free Wi-fiというものを飛ばしていただいているんですが、先日、議会で熊本に行った際、道の駅、道の駅全部、熊本Free Wi-fiと、熊本県のWi-fiが飛んでるんですよ。もっと宮崎もその辺、せにゃいかんちゃねえとっていうのも突き上げてもらうのも含めて、このFree Wi-fi Spotというの非常に重要だというふうに考えております。

一つあるのが観光協会、今度、ホームページを立ち上げようとしてるんですが、そういう一般者が投稿したもんで、美郷町に関係があるものが拾えるようにうまくシステムづけしていきこうという話もずっとしているんですよ。一般の人が動画をどんどん投稿できるというのはやっぱりWi-fi環境がないとほぼ不能です。物すごいデータ量を使うもので。なので、ぜひ、これをやっていただきたいというがあるので、お伺いします。

スポーツ振興についてですが、1月にまたすばらしい成績をおさめてくれた美郷町チームなんですけど、派遣費が半額になっていると、この経緯あたりをちょっとお伺いしたいというふうに思います。ある程度、わかっているんですけどもあえてお伺いします。

続きまして、モバイルミュージアムについてなんですけど、せっかく渡川の地にあるウナギラボ、そしてモバイルミュージアムなんですけど、入込数としては本当に非常にさみしい限りということがあります。観光スポットとしての利活用推進をもっと行うべきではないかという点。

モバイルミュージアムを東大が設置するということに、西の正倉院などの展示についても見直しに協力しますよという話があったというふうに私は記憶してはいるんですが、実際にそれが行われてないような気がするんですよ。せっかく先方からそういう申し出があったのになぜ受けてないのかなど。

昨日、山本議員のほうで西の正倉院の活用という話をさせていただいたんですが、もっとやっぱり見せる展示というのが必要ではないかというのがありますので、そういったものも活用しながら観光地の推進というものが必要ではないかと思っておりますので、この点をお伺いします。

あと、施政方針の中の行政運営ということや、ずっとこのところの町長の御発言、課設置条例などに伴う人員のところ、とにかく職員に外に出ていけという話をよくされてますが、今の文書量ですね、要は職員自体もその来た文書を確認するだけで、これはどんげもなりらんような気もするんですよ。こっちから出さなきゃいけない文書も物すごい今、膨大になってきてます。パソコンで書類を簡単につくり出したから楽になるはずだったのが、量がふえてかえって大変と、てんてこ舞いというのが今の状況なんですよ。同じようなペーパーを何回も何回も書かされて、自分で何を書きよるかもわからなくなるくらいの文書を書いたりもしております。そういったものを含めて、職員の事務の軽減なんかにもなるし、こういった提出書類なんかをしっかり見直していく、国・県に進達しなきゃいけない文書についても、「うちはこんげな方針じゃから」と言えば、多分、通るはずなので、その辺も見直していただければというふうに思うんですがお伺いいたします。

以上、4点、お願いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

W i - f i なのですが、結局、それが設置されているか否かでその施設の利用度というかそういうものがすごく変わってきているというのは実情だろうと思っております。

ただ、本町の中で宮崎 F r e e W i - f i の設置個所は1カ所、いっつもやというところですね。それと、美郷 F r e e W i - f i の設置個所9カ所ということで、公共施設が5つと温泉施設のところで4つ、合計5つと。

それで、その場所、場所で使われ方の件数がまちまちになると。多いところは多いっちゃけどということ、これもやっぱり見直しする必要があるんじゃないかなど。使われなかったところをどっかに持っていくとか、やっぱりそういう形ですのか、どんどんどんどんつけていくのかという部分で、議員おっしゃるように熊本がそうだということであれば、もう少し宮崎 F r e e W i - f i をどんどんつけていって、その利便性を高めると。結局、観光客が非常に利便性を感じて何かいい感じで観光ができるという状況をつくっていければと思っております。

このお試し施設の部分でこのW i - f i を引いてくる、する部分ではそんなに予算はかからんかなあというふうに思っておりますので、今後やっぱりよその人が来るということでのお試し滞在ということであれば、そういう目的のために美郷町にそこにおいて、美郷町を回っているいろいろなことを感じて、またこちらのほうに定住なり交流なりという部分があれば、そこは考えていきたいなというふうには思うところであります。

そういうことで、もっとどうですかという部分はやっぱり県のほうにも言っていきたいというふうには思います。

スポーツ振興のほうは教育長のほうにお願いをしまして、このウナギラボとモバイルミュージアムということで、今、あそこの中でモバイルミュージアムですので移動ミュージアム、移動博物館ということでもありますので、火星展ですかね、それがずっとそのまま。多分、話の中ではやっぱり東大の先生とあれして、そこを2年に1回くらい変えていくと、その展示物を。東大としてはいっぱい物を持っていますので、どんどんどんどんすることは問題ありませんよという話でした。その中で、西の正倉院の部分もちょっと考えてみたほうがいいんじゃないですかという話も聞いたことがありますので、そちらのほうはもう一回、そういう部分で予算措置もあることはありますので、そういう部分でもう少しまた東大辺に機会があったら言って、話してみたいなというふうには思います。そのまま立切れという形になってますので。

ただ、研究所なんですけど、主に淡水のほう宮田川のちょっと上のほうに左側ですけど、今度、あそこにサインがないということですね。どこのあの研究所があるかわからんという部分があって、地元の要望もありましたのでそこに「こうですよ」という部分はつけたいなと。できれば、ウナギを研究する一人者が国のそういう専門家、そしてポストドックというんですかね、学生よりか上の方々が来て論文等を書く場所でもあるし実験地でもありますので、ずっとそういう部分は協力していきたいというふうには思っております。

あと、補助事業ですね、ある程度、紙ばかりでこれも出さないかん、あれも出さないかんということで非常に提出書類が多いと。簡素化ができないかという部分で、町の事業はある程度、そういう部分で簡素化はできるかなあという部分がありますが、結局、国・県につながる部分はどうしても要求される書類が出てきております。ですので、町ばかりじゃなくて3分の1ずつという部分であれば県のほうにも、大体そっちのほうベースになってきますので、そういう書類をつくらざるを得ないという状況であります、これがいって、「ほんならまちっと減らせ」といって「はいわかりました」と聞けば、もうそれにこしたことはないんですけど、なかなかそういう部分が今まで通らなかったという部分がありますので、何かの機会に知事との交換会とかそういう部分の中でもうちょっとどうかならんやろかという話は提案してみてもいいかなというふうに思うところであります。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

まず、W i - f i なんですけど、F r e e W i - f i S p o t、これは本当、現場に日帰りて来た人なんかも使える。

実は宮崎 F r e e W i - f i というのを登録してると立ち上げるのがすごい楽なんですよ。

美郷 F r e e W i - f i はちょっと申しわけないんですが、登録が面倒くさくて1カ月くらいインしてないと、また初期登録をしなければいけないというのもあったりして、結構、面倒くさいんですね。

今もやっぱり F r e e W i - f i はかなり簡素化されてきてますよね。W i - f i にアクセスするのが。だからその辺はまた考えていただきたいのと、それと、お試し施設自体というのは、例えば、一日活動してきたのを夕方、夜とかに帰ってきてぽんと一斉に送れる状況であると考えたときには、やっぱりここから一気に発信していく方が多いのではないかと。

今、減らしても、移動させてもという話があったんですが、実際言うと、ふえてくればふえてくるほど発信はふえていく。あること自体を知らないという場合もあるんですね。W i - f i アクセスの仕方なんかを。そこでアクセスできるということなんかも。だからそういったアピールも必要ですし、やっぱりうまく使わせると物すごい莫大な情報発信をしてくれます。

要は観光アピールというものを私たちが見ただ目で知ってるところだけを紹介するよりも、よそから入ってきて感じた人が「こんげなところが美郷町いっちゃが」って発信してもらえると一番、大きいメリットになりますので、正直、W i - f i 代だけで済むなら観光 P R 費用が。というくらいの感覚で、ぜひお考え直しいただいて、6月補正くらいでもまた取り組んでいただけるといいかなというふうに思いますので、またそこをどうでしょうという点をお願いいたします。

そうじゃ、あれを忘れとったですね。じゃあ、これを言ってしまわんとあれですよ。ちょっと済みません、申しわけないです。

モバイルミュージアムの件なんですけど、やっぱり連絡がちょっと若干、途切れた

かなと。おっしゃるとおりマース展だけではもう多少、もうみんな、一巡見たよってなれば、もうそんなこんげ言ったらいかんちゃけど大したものではないので、本物の火星の石があるとかじゃないので、こんなもんだよという展示なので、やっぱり変えていただく必要もあると。ということは、やっぱり東大とどうしてもアポをとってつながっていく必要があると思いますので、やっぱり接触をもっと多くしなきゃいけないのなかというふうに思っております。せっかくの向こうからの申し出のところもあるので、東大側もPRしたいところはあるみたいなので、うまくこれは使えまえがあると私は思ったので、もう少しやっていただけるといいのかなと。

補助金の件なんですけど、もちろん国・県にもずっと言ってるんですけど、要はもう最近、本当、国とか県に言ってるのが、「おまえら現場に来たくねえからこんだけ出せってつつつてんだんべ」と。書類で要はわかってしまうようにしてしまっただけで事業完了確認みたいな気持ちでいるんですよ。写真をつけて。「じゃあ、おまえ、今、あのデジカメなんだけど、やろうと思えばどうにでもできるんだけど」っていうのも、やってませんよ、真面目にやっていますよ、事業は。そういうところもあったりするもので、ちゃんとやっぱり現場にもっと来させる。それがやっぱり町長がおっしゃってるようにずっと職員が回るためにはどうしてもここを上げていってあげるしかないと思いますので、私たちもお話しますので、ぜひお願いします。

済みません、もう一度ずつお願いします、済みません、教育長、申しわけなかったです。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

市町村駅伝のことについて質問がありましたけれども、市町村駅伝、県のほうでいろいろ毎年、毎年、見直しが図られているようで、今も若干、見直しがされているような状況であります。そういった面を確認できるということで質問していただきまして本当、ありがとうございます。確認の場になると思っておりますが、助かっております。

市町村駅伝大会につきましてはこれまで美郷町が2チーム出していたところなんですけれども、来年度におきましては高校生区間の選手の確保というものがちょっと難しいんじゃないかということが一つ。

それと、これは市町村駅伝の本部のほうの検討の中で、女性区間を一つふやしたらどうかということとが今、検討されているようです。そうなった場合、女性区間を美郷町内で募集するときには2チーム女性を用意することというのがなかなか難しいんじゃないかということで、1チームとして予算を計上したために予算が半額ということになっております。

以上です。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

W i - f i の件はまたいろいろな形で、ずっと今までの経過の中で非常に思うことは、そういう時代ですよと。だから避けて通れんちゃんないかという気持ちが皆様各議員が言うのはそういうことかなあと。だから、そういう本当、文明の利器を駆使してやっていけという部分で、少しお金がかかっても仕方がないんじゃないかという部分が考え方かなあと考えております。

でも、言うように金額的、財政的なものもありますので、やっぱりプライオリティ優先順位をつけてそこ辺はしていきたいと。

このお試しにつけるのは10万円くらいしか要らんとかなあという感じでもおるっちゃけど、そんなくらいかなとわかりませんが、結局、そういう部分でどんどん使っていて、実績が出てきてそういう部分で美郷町のPRをしていただくと。それを考えたときにPR料と換算したときにどのくらいになるかと言ったら10万どこじゃないという話になるという部分ですので、再考したいと。

先ほど、くらがえするという話ではだめだと。どんどんどんどんつけていくことが一番いいということですので、もう少し町としてどのような、結局、今までは基盤整備という部分で光を引っ張ってくるとか、今度のFTTH化もそうなんですけど、そういう部分に頭が、今度はそれから違う方向ですね、そういうものを使ってどういう形にするのかというちょうど転換期かなあという気がしておりますので、今度は情報化計画の中にある程度の基盤はできてますので、ですので今後はいかにどういうものをつけてその効果を発揮するかという部分のシフトというか、そういう形にもっていかなければならない時代かという部分を感じたところであります。

あとはその補助事業という部分ですけど、確かにいろいろな書類を出させてその中に不必要な書類もあるんじゃないかと。先ほど、きのうですかね、「非関税障壁とかやっけな書類ばっかし出させて」という話になりますので、町単の分は検討するとしましても、県・国につながる部分はおいおいそういう立場を利用して、課長にもこういう部分は要らないっちゃんないですかという部分で言っていきなりして、再考を求めたいと、そういうふうに努力したいというふうに思うところであります。

以上です。

【6番 黒田 仁志】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

6番 黒田 仁志議員。

【6番 黒田 仁志】

ぜひ、W i - f i 、お願いいたします。今はほとんどのホテルはもうF r e e W i - f i 通りますし、おっしゃったように美郷町の場合、ケーブルテレビがほぼ全戸にあるわけですから、お試し滞在施設もケーブルテレビがあるということで、それで本当に家庭用の逆に普通に引いたほうが安いとかもしいないですよ、その部分は。ちょっとそのあたりも含めて安くできるようにうまくよろしくお願いいたします。

その補助のほうも、もう私たちももちろん直接、関係があるところもありますのでいろいろと言っていきます。とにかくパソコンが入って書類処理が楽になったはずが、本当に書類の束になってるような気がするでしょう。やっぱりここを何とかお互いに、お互いのために楽になるようにぜひ、お願いしたいというふうに思います。

それと、教育長になんですが、チーム数、今のところ一つじゃないと厳しいと。要は何月かかにかに前もってもう一度、どうやってするというのを決定するような話はちょっと聞いてるんですが、それが出た時点で間に合うようであれば、早目にチーム編成を行っていただいて、2チーム行けるのであれば2チームとか、そういう補正は町長も含めて対応していただけるのかと。やはり2チームある強さというのがあるんですね。1チームでいきなり絞り込むよりも、やっぱり2チームに分けて切磋琢磨できる余裕というのがやっぱり強い理由の一つであるということもありますので、いざとなったら補正を組んでいただけるかという点も含めてお願いします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

今後、チーム編成をいたしまして募集をかけまして、そして監督と協議していく中で、もし2チームできるのであればそういう補正についてすぐ対応していけるように頑張っていきたいと思います。

議員がおっしゃったように、ことしの様子を見ていましてやっぱり市町村の部で2位に入ったんですが、その理由としてやっぱり2チーム出して切磋琢磨していく中で自分たちも頑張っていこうというのがあったからこそ、そういうような成果が出たと思いますし、後の会でもBチームの選手たちにも言ったんですけれども、「あなたたちがいたからこの第2位という成績がおさめられたんだぞ」ということも話をさせていただいたんですけれども、どうしても希望としてはやっぱり2チームを出したいという強い思いはございます。

以上です。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かに今まで2チーム出して美郷町の市町村対抗駅伝は本当に美郷町は強いなあという部分で全市町村から見られているところでもあります。

早く体育協会等々動いて確保していただければ、やるぞという話になれば、それは今までどおりちゃんと対応すべきことだと私は思いますので、そういうことで町民の活力が出てくるということでもありますので、何ら問題なからうというふうに思

うところであります。

【議長 甲斐 秀徳】

これで「総括質疑」を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

議案第5号から議案第9号、議案第19号、議案第32号から議案第39号までの14件について、議長を除く10名の委員をもって構成する平成31年度予算等審査特別委員会を設置し、会議規則第39条の規定により、お手元に配布しております議案付託表のとおり、これに付託の上、審議したいと思ひます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第5号から議案第9号、議案第19号、議案第32号から議案第39号までの14件については、議長を除く10名の委員をもって構成する平成31年度予算等審査特別委員会を設置し、お手元に配布しております議案付託表のとおり、これに付託の上、審議することに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配布した名簿のとおり指名したいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがいまして、特別委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

ここで、委員長及び副委員長の報告を行います。

平成31年度予算等審査特別委員会の正・副委員長については、申し合わせ事項のとおり委員長に副議長の那須富重議員、副委員長に総務厚生常任委員長の園田彦彦議員。

以上のとおりであります。よろしくお願ひいたします。

なお、特別委員長及び副委員長の任期は今定例会の会期中とします。付託した14件につきましては、平成31年度予算等審査特別委員長は、よろしくお願ひします。

【議長 甲斐 秀徳】

以上で、本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会いたします。

【事務局長 尾田 靖】

「一同・起立・礼」・・・・お疲れさまでした・・・・。

(散会：午後 3時26分)